会報 日食協

Vol.180 Jul. 30. 2013

一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4(江戸ビル4階)

電 話:03(3241)6568　FAX:03(3241)1469

目　次

平成25年度　役員名簿 …… 表2

定時総会・理事会・支部総会開催

・平成24年度事業総括と平成25年度事業計画について ……－5月23日・本部－… 1
・ますます重要性をおびる日食協の役割 ……－6月4日・中国－… 9
・卸売業としていい仕事をして生き残る ……－6月6日・近畿－…10
・充実した本部活動で日食協の評価が高まる ……－6月7日・四国－…10
・製配の連携強化で難局打破 ……－6月12日・関東－…11
・卸業界を牽引する日食協 ……－6月25日・東海－…16
・北海道ブランドの有効活用で飛躍できる可能性がある ……－7月3日・北海道－…17
・本部との連携の中で支部活動を展開する ……－7月5日・九州沖縄－…19
・業界全体でプラスになることに協力を ……－7月11日・東北－…21
・情報を共有して健全な商取引環境を ……－7月18日・北陸－…22

事業活動

・第１回　政策委員会・食品取引改善協議会開催 ……－5月14日－…23
・第16回　賛助会員幹事店会開催 ……－5月15日－…23
・第150回　ネットワーク検討会開催 ……－6月13日－…25
・第１回　商品開発研究会開催 ……－6月24日－…25
※ 缶詰、びん詰、レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドラン(第2版) ……26
・加工食品卸売業における食品廃棄物等の発生抑制への取組み ……－5月17日－…31

各県ブロック活動

・静岡食品卸同業会 ……－5月31日－…38
・神奈川県食品卸同業会 ……－6月17日－…38

関連省庁・団体からのお知らせ

・消費税転嫁対策特別措置法が成立しました ……－内閣府－…39
・「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて ……－農林水産省食料産業局－…41
・東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産食品の活用促進について ……－農林水産省食料産業局－…47
・食品流通に係わる取引の適正化の推進について ……－農林水産省食料産業局－…50
・ニホンウナギの表示等について ……－水産庁漁政部加工流通課－…71
・食品業界におけるコンプライアンスの徹底について ……－農林水産省食料産業局－…76
・食品のリコール社告 ……－農林水産省消費・安全局表示・規格課－…82
・グループ別の研究成果を発表 ……－(一財)流通システム開発センター－…83
・納品期限の見直しに関する実証事業の開始について ……－製・配・販連携協議会、食品ロス削減のための商慣習検討WG－…85

回覧									

無断転載・引用を禁ず

平成25年度　一般社団法人 日本加工食品卸協会役員名簿

（平成25年5月23日現在）

（敬称略）

役　員	氏　名	社名・所属	役　職	備　考
会　　長	國分勘兵衛	国分株式会社	代表取締役会長兼社長	
副 会 長	濱 口 泰 三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長	近畿支部長
副 会 長	田 中 茂 治	株式会社日本アクセス	代表取締役社長	関東支部長
副 会 長	井 上　　彪	三菱食品株式会社	代表取締役社長	
専務理事	奥 山 則 康	㈳日本加工食品卸協会		
理　　事	村 山 圭 一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長	北海道支部長
理　　事	堀 内 琢 夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長	東北支部長
理　　事	津久浦慶明	コンタツ株式会社	代表取締役社長	
理　　事	長 原 光 男	三井食品株式会社	代表取締役社長	
理　　事	宗 像 善 昌	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長	
理　　事	上 田　　弘	ユアサ・フナショク株式会社	代表取締役会長	
理　　事	松 川 隆 志	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長	
理　　事	永 津 邦 彦	株式会社トーカン	取締役会長	東海支部長
理　　事	荒 木　　章	カナカン株式会社	代表取締役社長	北陸支部長
理　　事	加 藤 武 雄	加藤産業株式会社	取締役会長	
理　　事	中 村 成 朗	中村角株式会社	取締役会長	中国支部長
理　　事	竹 内 克 之	旭食品株式会社	代表取締役会長	四国支部長
理　　事	本 村 道 生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長	九州・沖縄支部長
理　　事	出 森 義 人	ヤマエ久野株式会社	取締役会長	
理　　事	宮 田 善 康	三菱食品株式会社	執行役員商品本部長	
理　　事	堀井壯一郎	株式会社日本アクセス	取締役副社長 社長補佐	
理　　事	北 見　　賢	国分株式会社	常務取締役	
理　　事	青 山 裕 一	伊藤忠食品株式会社	執行役員東日本営業本部長	
監　　事	升 本　　正	株式会社升喜	代表取締役社長	
監　　事	品 田 英 明	味の素株式会社	執行役員食品事業本部家庭用事業部長	

※理事　23名　　監事　２名　　合計　25名

定時総会開催

平成24年度事業総括と平成25年度事業計画について

－５月２３日－

５月23日（木）東京大手町レベル21東京會舘に於いて15時より定時総会が開催された。一般社団法人に移行して２回目の定時総会となるが実質的に新たなガバナンスで行う初の定時総会であり議案を報告事項と決議事項にわけて審議を行った。

総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を開催した。

以下に議事録を掲載する。

議　　案　【報告事項】第１号議案　平成24年度事業報告に関する件
【決議事項】第２号議案　平成２年度収支決算報告に関する件
【報告事項】第３号議案　会員の動向に関する件
【決議事項】第４号議案　会費の額及び徴収の方法に関する件
【報告事項】第５号議案　平成25年度事業計画案に関する件
【報告事項】第６号議案　平成25年度収支予算案に関する件
【決議事項】第７号議案　役員の一部改選に関する件
【報告事項】第８号議案　その他

出欠状況　会員総数　133社中　出席会員　21社　委任状出席 83社　合 計　104社
出席賛助会員　114名　事業所会員　３名

来賓出席　農林水産省食料産業局食品製造卸売課　課長　長井　俊彦　殿
〃　課長補佐　平山　治　殿

開　　会　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

会長の國分でございます。

本日は、私共日食協の定時総会にご多用の中、またご遠方からも多数のご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また本日多数お出ましいただいております賛助会員の皆様方には、平素全国各地で日食協活動に大変お世話になっております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、公務ご多用の中、農林水産省食料産業局食品製造卸売課から長井課長様はじめ幹部の方にご来臨を賜り、平素のご指導と合わせまして厚く御礼申し上げます。

定時総会で開会の挨拶をする國分会長

さて当協会は公益法人制度改革の対応といたしまして昨年4月より一般社団法人への移行を行い、名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更いたしておりますが、皆様のご理解とご協力によりまして制度改革の理念に基づき円滑な事業運営がなされているものと考えております。

ご承知の通り、当会は昭和52年５月設立され、今年で36年目を迎えております。流通環境の変化の中で我々食品卸業界も統合再編が進展し会員動向も大きな変化を示しておりますが、当協会の設立目的である加工食品流通の安定向上と企業経営の健全化に資する為研鑽して参りますので引き続き皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて現在わが国は、アベノミクスによりようやく足元に明るさが灯り雇用、賃金増への期待から消費者心理も上向き、来年の消費税の増税が確実な情勢となってきており、流通業界は消費税の増税を見据えた動きが活発化して参りました。特に関心が高いのは消費増税が与える個人消費への影響がどうなるかであります。今回は円安で原材料や電気代も上がるなど、コスト要因で大きな変化が見られる中での引き上げであるだけに大変難しい課題ではありますが、消費税と価格の関係を改めて冷静に考える絶好の機会でもあるかと思います。価格は需要と供給の中で決まるのが基本ではございますが、デフレが始まったのが前回の増税時を起点としていること等を考えますと本当に今回は慎重に対応していかなければならないと思います。また政府は企業が商品やサービスの価格に増税分をスムーズに転嫁する為の善後策を盛り込んだ特別措置法案を現在国会で審議中でありますが、その中で平成元年の消費税の導入時と同様、価格転嫁と表示に関して共同行為（カルテル）を設けることも検討されております。弊協会も平成元年時にはカルテルを申請して受理されておりますので、今回も前提条件が満たすものであれば法案が成立した段階で申請をするかしないか検討してまいりたいと考えております。

本日は平成24年度の事業報告を行うともに、平成25年度の計画等につきまして御諮りしたいと考えております。また本年は、役員の改選の時期ではございませんが一部の方から交替の申し出をいただいておりますので、それぞれにご充分にご審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが私の開会の挨拶とさせていただきます。

次いで来賓の幹部の皆さまを紹介し代表して農林水産省食料産業局食品製造卸売課の長井課長が次のように挨拶された。

「日食協の総会に対しまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。日頃から、食品産業行政の推進にご協力いただき有難うございます。震災の復興という中、食料の安定供給に努めその後の復興への取り組みにも協力していただき感謝している。

会長からも話がありましたが、アベノミクス（金融・財政・成長戦略）の推進に努力している

中、景況感は回復してきているが、日常の食料品に関しては原材料の高騰等に伴い販売価格が上げられない状況が続いているが、成長戦略という形で、新しい市場の構築に注力したい。その中の一つの柱として海外展開という、食品産業が海外に出て行き物を作って売る、また輸出をして行くようなことを進めて行きたい。その際、物を作るだけで無くきちんと流通して行くことが出来るよう皆さまの協力をいただき、一体となって進めて行く所存であります。

食品リサイクルに関しても、メーカー・小売業ともども、３分の１ルールも含め、商慣習の見直しにきちんと取り組んでいく必要があると思う。

またこの先、高齢化社会を迎える中で介護食品という分野も大きな柱で、製造卸売課で論点の整理をしたうえで、具体的に介護食品をどのようにして、食品産業の新興につなげて行けるのか検討して行く等々、新たな市場開拓に向けいろいろと取り組んでいきたいと考えている。

食品産業をめぐりましては、消費税の話や、国会の方で食品表示の一元化等についても、皆様方の活動の制約要因になる部分も有るが、消費税については特別措置法等により、転嫁カルテルであったり店頭での外税表示が認められる。また、食品表示法については骨格は整ったが今後は品質表示基準を具体的にどうして行くのか、実行可能性という部分で、消費者庁にしっかりと話をして行く必要があると考えている。

今後は、物の流通の起点になる皆様方のご意見を伺いながら、しっかりと対応して食品産業全体としての発展につなげていきたい。最後に本日ご出席の企業の益々のご発展を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。」

事務局はここで本日の定足数の確認と報告をし、会の成立と共に、定款第15条により会長を議長に推薦し満場一致で選出、会長は議長席に着席した。

議長は早速議案の検討に入った。

第１号議案　平成24年度事業報告に関する件
第２号議案　平成24年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、第１号議案と第２号議案は関連があるため合わせて報告するよう指示があり、専務理事より主な事柄について手元に配布された資料に則り、次なような主な事柄について説明、また、４月15日に年間の業務監査を受けた事も報告する。

①食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームについて
②消費税の増税に関する対応について
③災害対策関係について
④新型インフルエンザ対策について
⑤これからの介護食品をめぐる論点整理の会について
⑥低炭素社会実行計画について
⑦電力需要抑制の対策について
⑧酒類食品統一伝票（単票）について
⑨加工食品卸売統計調査について
⑩第２号議案の収支決算報告について

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の小原監事は「去る４月15日に監事２名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長は、両議案に関する質疑を求め、決議事項である第２号議案の承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第３号議案の説明を事務局に求めた。

第３号議案　会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成25年３月末現在の会員数について報告する。

第４号議案　会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示　があり、額に関しては、昨年自主申告いただいた売上額に基づく会費区分にて算定した額と同額を、また徴収方法については

①年額一括

②銀行振込み

③振込手数料は会員各位負担

④納付期限　　平成25年　６月28日（金）

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第５号議案　平成25年度事業計画案に関する件

第６号議案　平成25年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第５号議案の平成25年度事業計画案について、新任の宮田政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「今年度から政策委員長に就任いたしました三菱食品の宮田です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

平成25年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

我々を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあり、付加価値を創造するような新しい　ビジネスモデルの構築が最優先的課題となっておりますが、このような状況の中で弊協会としては、食品流通業界として多種多様に変化するニーズに対応し、流通機能の一層の高度化に向けて、平成25年度の事業計画を策定いたしました。調査研究事業では、食品流通のサプライチェーンのあり方を検討する協働体制の中で新たな価値観を創造、共有化するため、製・配・販連携協議会、生団連、日本ＴCGF 等と充分連携して情報を共有化して進めて参ります。

大手小売業のPBの台頭や消費税増税の問題等から従来の値頃感が変わり、我々の取引環境も変化することが予測されます。更には我国としてTPPに参加する意思が明確になりましたので、

こういったことがどのように取引環境に影響を及ぼすかについて十分賛助会員の皆さんと意思疎通を図って研究して参ります。

また昨年度開発した販促金のPDF返還サービスのように流通環境の変化に対応した新たな流通インフラの標準化事業の調査研究を行って、加工食品流通の効率化、合理化に取り組んで参ります。

食のライフラインを担う業界として、また社会的機能維持者として行政と連携して災害、新型インフルエンザ対策の調査研究を継続して行います。

次に、研修普及啓発事業として、環境問題については、まだ我国のエネルギー対策の見通しがつかない状況ではありますが、行政より業界毎に策定が求められている「環境自主行動計画」に変わる「低炭素社会実行計画」の策定と普及啓発を図って業界の環境数値のとりまとめを行って参ります。

一昨年私達の業界は、公正取引委員会から取引の適正化について要請を受けましたが、この要請を真摯に受け止め、公正取引推進のための制度や関連法規への適正な対応を図るため、業界としての遵守ガイドラインを作成すべく継続して研究し啓発普及を図って参ります。

また流通BMSの普及推進では、引き続き流通BMS協議会の活動に注力し、小売団体と連携して、卸側からも積極的に普及推進活動を行って参ります。

以上が主要な事業計画の内容でございますが、政策委員会として本来の使命と意義と必要性を再確認して取り組んで参りますが、なにより具体的活動につきましては食品卸売業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」

続いて平成25年度本部収支予算案について事務局が報告。

ここで議長は両議案に対する意見・質問等求めたが何もなかったので次に進んだ。

第７号議案　役員の改選に関する件

議長より、今年度は役員改選の時期ではないが一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出が有った事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より理事・監事の後任候補者案について報告を行った。

［退任理事・監事］			［新任理事・監事］		
三菱食品㈱	中野　勘治	理事	三菱食品㈱	井上　彪	氏
三菱食品㈱	中嶋　隆夫	理事	三菱食品㈱	宮田　善康	氏
味の素㈱	小原　利郎	監事	味の素　㈱	品田　英明	氏

報告を受けた議長は事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

また、議長は事務局案にて後任候補に、承知してもらえるか確認をし、承諾をいただいた。

ここで、総会を一時中断し、役員一同は別室にて理事会を開催して中野副会長の後任人事を検

討し全員一致で、井上新理事の副会長就任を申し合わせた。

これにより、國分会長・濱口副会長・田中副会長・井上副会長・奥山専務という、今年度の新執行役員体制を総会に報告する事にした。

ここで定時総会を再開。

事務局より先ほどの理事会で決まった今年度の新執行役員体制を、書面により会場の出席者に対し配布し報告を行った。

第８号議案　その他

第８号議案に何も提起事項がないので、事務局から何かあれば報告するよう議長から指示があり事務局より次の案件が報告された。

内容は「農林水産物等輸出促進全国協議会」への加入の件及び「自由販売証明書」に関して、配布した資料に基き説明・報告した。

議長から、以上を持って本日用意した議案は滞りなく終了したが、他に何か意見や質問等が有ったら申し述べるよう伝えたが何も無かったので、本日出席されている三人の退任役員から、順次挨拶するようお願いし　中野・中嶋・小原の３氏から、今日までのご協力に対して御礼の挨拶があった。

議長より長時間の審議に対する御礼と、今後のご協力ならびにこの後の懇親会に引き続き参加していただくようお願いし、16時15分定時総会は無事閉会された。

定時総会　会場

理事会開催

－５月２３日－

平成２５年度第２回理事会

５月23日(木)東京大手町レベル21東京會舘に於いて定時総会に先立ち理事会が開催された。主な議案は定時総会提出議案の確認とその他として各支部長より、本部に対する要望や各支部総会の日程や研修会の内容について報告がなされ最後に事務局から「農林水産物等輸出促進全国協議会」への加入と「自由販売証明書」について説明がなされた。（以下に議事録を掲載する）

議　　案　　第１号議案　　定時総会提出議案の確認の件
・新執行役員体制について

第２号議案　　その他
・農林水産物等輸出促進全国協議会及び「自由販売証明書」に関する件

開　　会　　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭　國分勘兵衛会長より次の如く挨拶があった。

「度々　お集りいただきまして有難うございます。本日は総会直前の理事会ということで、今まで決めていただいたその以後のことで、話すことが有れば話していただきたいと思いますし、総会の時にまたご挨拶をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。簡単ですが以上です。」

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数23名中　19名出席　　監事総数　２名中　２名出席

新任理事候補及び欠席された加藤理事のオブザーバーとして３名が同席

ここで本日の会の成立と共に前回の慣例を受けて会長を議長に指名し審議に入った

第１号議案　定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第１号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、前回までに報告した件は省き、それ以外の２点について手元に配布した資料に基づき説明をした。

一点は「公益目的支出計画実施報告書」の提出の件について、その内容を説明し、過日の監査において監事各位に確認を受けたことを、また、二点目につきましては、「夏期電力需要抑

制対策」の一環として、環境省より要請を受けクールビズ期間の前倒し及び後ろ倒しで、５月～10月までとすること、以上の二点について理事会での承認を頂戴したい旨の説明があり、全員異議なくこの内容で総会に諮ることにした。

ここで議長より、前回の理事会で選任した後任理事候補の三菱食品㈱の井上さん、同じく宮田さんを、また、本日は同席していないが監事候補の味の素㈱の品田さんが紹介され、列席者の理事候補の二人はその場で立礼。

以上のように、会社人事の都合で交替される三人の後任者が決まったので、この後の総会で承認を受ける運びとなる。

今後の新執行役員に関しては、本日の総会で原案通り役員交替が承認された時点で再度、代表理事である中野副会長の後任者を選任する事になる。

第２号議案　その他

事務局より「農林水産物等輸出促進全国協議会」への加入要請並びにそれに係る「自由販売証明書」について配布資料をもとに詳細が説明され、全員から協議会への加入について承認を得た。

最後に、各支部長より本部への要望事項や今年度の活動予定等に関して発表を要請、今年度は順不同にて、北海道支部長より総会日程や行事予定等が、順次報告された。

國分会長より各支部長への労いの一言を最後に、14時45分に終了する。

平成２５年度第２回理事会

議　　案　　第１号議案　　新執行役員体制について

総会を一時中断し、別室にて理事・監事が再度集合、事務局より当理事会の出席者は、理事19名・監事２名・オブザーバー３名の当初理事会と同様である旨が報告され審議に入った。

議長より先ほど総会場にて承認を得た今年度の新役員の中から、代表理事である、三菱食品株式会社　中野副会長の後任の人事について、各位の意見を募ったが何もなかった為、事務局案を発表するよう奥山専務理事に要請。

奥山専務理事より、後任の副会長に　三菱食品株式会社　井上　彪　新理事を推挙、全員から拍手にて賛同を得た。同時に井上氏本人からも了承を得たので、議長は事務局に対し、新執行役員体制を文書化し総会にて報告するよう指示した。

理事会　会場

支部総会開催

ますます重要性をおびる日食協の役割

－中国支部－

中国支部の定時総会を 6 月 4 日（火）15 時よりホテルグランヴィア広島にて開催した。中国支部事務局の磯田英之氏（中村角（株））の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、ついで中国支部長の中村成朗氏（中村角（株））が「日食協の理事会に出席するたびに思うのは日食協は日本を代表する卸の団体であると感じている」と開会の挨拶を行い議長席についた。その後審議に入り、事務局から第 1 号議案平成 24 年度事業報告承認の件と第 2 号議案平成 24 年度計算書等承認の件を一括して報告し、会計監事が監査報告を行って審議し拍手で承認された。続いて第 3 号議案平成 25 年度事業計画案承認の件と第 4 号議案平成 25 年度計算書案について事務局が一括して説明し全て原案通り拍手で承認された。続いて 15 時 30 分より場所を移動して賛助会員も合流して合同研修会が行われた。冒頭、中村支部長が「日食協の役割はますます重要性をおびている」と開会の挨拶行い、ついで奥山専務理事が「日食協の事業活動」を報告した。ついで H&L リサーチ代表　有賀泰夫氏が「日本の問屋は永遠なり」という演題で講演を行った。主な講演内容は、１．1990 年代以降の卸売業高成長の背景　２．ロジスティクス技術が小売業のキャッシュに与える影響　３．卸売業の存在感とメーカーに対する影響等であった。

講演する有賀泰夫氏

終了後、懇親会を行い閉会とした。

中国支部総会　会場

卸売業としていい仕事をして生き残る

－近畿支部－

６月６日（木）大阪市都島区の太閤園に於いて近畿支部の定時総会が開催された。支部総会は、出席予定者が定刻13時前に全員集合したので定刻より早めに開始された。事務局の小林正典氏（伊藤忠食品（株））が司会進行を行い、最初に近畿支部長の濱口泰三氏（伊藤忠食品（株））が「経済状況がどのように変化するか予想がつかないが、卸売業としていい仕事をして生き残っていきましょう」と開会の挨拶を行った。ついで事務局が定足数の確認を行い、支部長が議長席に着いて議案の審議に入り、第１号議案　平成24年度事業報告に関する件と第２号議案平成24年度収支決算報告に関する件を一括して審議し、会計監事の角田勇吉氏（五大物産（株））が監査報告を行い拍手で承認された。ついで第３号議案平成25年度事業計画（案）に関する件と第４号議案平成25年度収支予算（案）に関する件を一括して審議し、いづれも拍手で承認され閉会となった。

近畿支部総会　会場

充実した本部活動で日食協の評価が高まる

－四国支部－

６月７日（金）リーガゼスト高松に於いて四国支部の役員会が定時総会に先立ち午前11時30分から開催された。総会における議案内容の確認が主な打ち合わせの内容であった。昼食後12時30分より定時総会が開催された。最初に、事務局の岡林章一氏（旭食品（株））が次第と配布資料の確認を行い、定足数の確認を行った。ついで支部長の竹内克之氏（旭食品（株））が「充実した本部活動で日食協の評価が高まっている。四国経済は、人口動態的にも流通構造的にも大きな地殻変動が起きている。その中で製・配･販がどのように対応していくか大きな課題である」と開会の挨拶を述べた。この後、支部長が議長席に着いて議案あの審議に入り、事務局が以下の議案について説明を行い、監査報告を吉川邦男氏（四国国分

四国支部総会　会場

（株））が行い、全て原案通り拍手で承認された。

議案内容

第１号議案　平成24年度事業報告の件
第２号議案　平成24年度会計報告の件
第３号議案　平成25年度収支予算の件
第４号議案　役員改選の件

その後、奥山専務理事が「本部活動報告」を述べ、終了後、講演会に移り、H&Lリサーチ代表の有賀泰夫氏が「日本の問屋は永遠なり」という演題で講演を行い、15時に全ての日程が終了した。

四国支部総会
竹内支部長　開会ご挨拶

講演する有賀泰夫氏

平成25年度　新役員名簿

支 部 長	旭食品（株）	代表取締役会長	竹内　克之
副支部長	（株）四国リョーショク	代表取締役	植田　元司
会計監事	四国国分（株）	代表取締役社長	吉川　邦男

製配の連携強化で難局打破

－関東支部－

関東支部は、６月12日（水）午前11時30分より東京大手町レベル21東京會舘に於いて定時総会に先立ち関東支部幹事会を開催し、午後に行われる定時総会の議案内容について確認行った。昼食後午後１時より、平成25年度の定時総会をレベル21東京會舘で開催した。平成24年度の実施した物流や情報、環境、災害対策などに関する調査・研究事業の成果や今後の指針を報告したほか、５日の成立した消費税転嫁対策特別措置法を受け、来年予定される消費税増税へ向けた食品卸業界の対応スタンスをあらためて示した。

関東支部定時総会
田中支部長　開会ご挨拶

冒頭挨拶に立った関東支部長の田中茂治氏（（株）日本アクセス）は「食品業界は輸出産業と違って昨今の円安が原料高へ響いているほか、人口減、消費増税など暗い材料が目立つ。当面は楽観視できない状況が続き、こういう時こそなすべき事へ愚直に取り組むのが重要」「食品市場の停滞は賃金うんぬんではなく、人口が減って老齢化が進んでいることに尽きる」など環境面の厳しさについて触れ、「賛助会員メーカーの皆様と１円でも高く、１個でも多く売る努力をし、内部においては無駄な経費を省きながら、霧が

晴れるのを待つしかない」と、製版の一層の連携強化で難局へ立ち向かう姿勢を訴求した。

講演する
三菱食品（株）小林一之氏

奥山専務理事は来春に予定される消費増税に向け、５日に成立の消費税特別措置法で容認された価格転嫁、価格表示に関する業界カルテルの結成を検討する方針を示した。日食協では89年に消費税が導入された時にも、地域の卸同業会などとの連名でカルテルを公正取引委員会に容認された経緯がある。ただカルテルは参加事業者の３分の２以上が資本金１億円以下、もしくは従業員100人以下の中小企業でなければ認められず、大型再編が進んだ現在の業界構造は89年時とは大きく様変わりしている。このため「前回と比べ、日食協は微妙な立場にあり、133社の会員卸の内容を十分精査するとともに、地域卸、菓子や酒類の卸組織との連携を図っていきたい」と考えを示した。総会終了後、三菱食品の小林一之氏が「産業廃棄物処理と食品廃棄物有効活用の業界ガイドラインについて」と題して講演を行い、環境関連法規のポイントや業界対応の意味合いなど、具体的事例を交えながら説明を行った。（以下に議事録を掲載する。）

出席状況　　会員48社中　出席22社　委任状19社　計41社

定刻　奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭　田中茂治関東支部長（㈱日本アクセス）が、本日のご参集と日頃の弊協会へのご協力に対して御礼を述べたのち、次に様に言葉を続けた。

「日本加工食品卸協会は昭和52年５月に設立され今年で36年目を迎え、昨年より公益法人制度改革に則り、名称も“一般社団法人日本加工食品卸協会”に改め、133社の会員と105事業所、及び賛助会員133社、団体賛助会員３社の合計374の企業及び事業所にて構成されている卸の全国唯一の団体であり、北は北海道から九州・沖縄まで全国９支部にて活動している。

その中で、会員卸48社と36の事業所会員を傘下に持つ最大の支部であるこの関東支部が活性化していくことが、日食協発展のベースになることを認識し活動を続けている。

平素の活動として、継続して４つの物流に関する調査事業（①物流コスト　②返品調査　③在庫回転日数調査　④物流動向調査）の取りまとめ、更に当面の課題として消費税の増税に対する対応に関して、価格転嫁の確保及び事業所間取引の外税化と連動し表示も外税方式を骨子とする要望書を提出、この先　特別措置法の対応として、消費税の転嫁の方法と、消費税の表示に関する共同行為の申請（カルテル）を検討していく。

なお　定時総会終了後には「産業廃棄物処理と食品廃棄物の有効活用の業界ガイドライン」について、日食協の環境問題対応W･Gの座長である三菱食品株式会社の小林一之氏を講師に特別講演会を予定しているので、最後までお付き合い下さい。」と挨拶された。

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約第９条により田中支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、三井食品株式会社　冨山 殿と、株式会社升喜　秋庭 殿を指名、

両氏が承諾し議事に入った。
第１号議案　　平成24年度事業報告に関する件
第２号議案　　平成24年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、５月23日（木）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報 Vol.179号を資料として次の如く報告を行った。

１）本部事業活動報告
２）関東支部活動
・関東支部流通業務委員会活動報告。
・関東支部の収支決算（前期繰越額311，273円、当期収入合計1，500，114円、当期支出合計1，604，442円、次期繰越収支差額206，945円、各予算費と内容概要）

合わせて、会計監事の伊藤忠食品㈱　神保敏郎氏に監査を受けたことを報告。

ここで議長は、会計監事の神保氏に監査結果を報告するよう要請した。

神保会計監事は「５月８日（水）に日食協の事務所において、監査を行い、全てに関して正確である事を確認した」と報告された。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第３号議案　平成25年度事業計画案に関する件
第４号議案　平成25年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。そして収支予算として前期繰越額206，945円、当期収入合計1，501，000円、当期支出合計1，663，000円、次期繰越額　206，945円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所，拍手で承認された。

第５号議案　役員の一部改選の件

議長は事務局に内容を説明するよう要請。

事務局より、本年は役員改選の時期ではないが、会社人事の都合で一部役員から交替の申し出を受け、本日、総会前の幹事会において４名の辞任と後任者案も含めて承認を得たことを説明し、同時に総会資料に基き改選案を読み上げその場で拍手をもって承認された。

【辞任幹事】		【新任幹事】	
・廣屋国分株式会社	関口　信彦	・首都圏国分株式会社	福住　　卓
・三井食品株式会社	竹下　　修	・三井食品株式会社	冨山　邦彦
・株式会社新潟リョーショク	花村　昭男	・株式会社新潟リョーショク	本間　孝之
・コンタツ株式会社	三角　悦雄	・コンタツ株式会社	鈴木　義之

第６号議案　その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが無かったので、事務局側から報告事項が有ったら説明するよう要請があり、事務局は「農林水産物等輸出促進全国協議会」への加入と、「自由販売証明書」の発行に関する説明をする。

最後に議長は、本日の全ての審議事項が滞りなく終了した事を告げ、14時15分に総会は終了した。

以　上

関東支部定時総会　会場

関東支部幹事会　会場

関東支部　新役員名簿

（平成25年６月12日）

一般社団法人　日本加工食品卸協会
関東支部（敬称：略）

役　員	社　名	役　職	氏　名	備　考
支部長	㈱日本アクセス	代表取締役社長	田中　茂治	
副支部長	国　分㈱	取締役　広域・関東統括部長	内藤　　悟	
副支部長	首都圏国分㈱	代表取締役社長	福住　　卓	新任
副支部長	三井食品㈱	執行役員営業本部副本部長	冨山　邦彦	新任
副支部長	㈱サンヨー堂	代表取締役社長	宗像　善昌	
副支部長	三菱食品㈱	常務執行役員関東支社長	中村　　稔	
会計監事	伊藤忠食品 ㈱	東日本営業本部営業第一部部長	神保　敏郎	
幹　事	日本酒類販売㈱	代表取締役社長	松川　隆志	
幹　事	㈱ヤグチ	商品部部長	後藤　　毅	
幹　事	コンタツ㈱	物流統括部部長代理	鈴木　義之	新任
幹　事	㈱ 升　喜	商品政策部部長	秋庭　　修	
幹　事	㈱新潟ﾘｮｰｼｮｸ	代表取締役社長	本間　孝之	新任
幹　事	㈱マルイチ産商	取締役執行役員食品事業部長	原田　文彦	
幹　事	一神商事㈱	代表取締役会長	柳澤　達哉	
幹　事	関東国分㈱	代表取締役社長	大久保徳政	
幹　事	ヤマキ㈱	代表取締役社長	山口　　茂	
幹　事	ユアサ･ﾌﾅｼｮｸ㈱	代表取締役会長	上田　　弘	
幹　事	武田食品㈱	取締役部長	田村　　悟	
幹　事	常洋水産㈱	営業本部長	増子　幸吉	
幹　事	群馬県卸酒販㈱	代表取締役社長	萩原　哲夫	
常任幹事	日食協	専 務 理 事	奥山　則康	

卸業界を牽引する日食協

－東海支部－

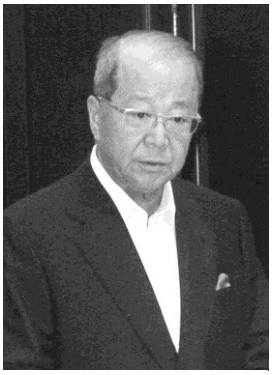

東海支部定時総会
永津支部長　開会ご挨拶

東海支部総会を、６月25日（火）午後１時より名古屋観光ホテルに於いて開催した。事務局の山田将聖氏（（株）中部飲食料新聞）の司会進行で定足数を確認した後、東海支部長の永津邦彦氏（（株）トーカン）が「日食協は優れたリーダーシップを発揮し卸業界を牽引している。東海支部においても成果を波及させていきたい」と挨拶を行った。第１号議案から第５号議案までの各議案を審議し承認を得た後、本部の奥山専務理事が協会の活動について報告を行った。市場・流通構造の変化に伴う新しい枠組みの協働体制の中で積極的に情報を共有化し優先的対応策の調査・研究事業を実施。生団連の各委員会への参加、食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームへの委員推薦等を行っている。特に食品ロス削減では賞味期限や表示方法の見直し、さらには小売業が独自に設定している納品期限の見直し・再検討に向けた取り組みが始まっている。消費税の増税については、行政に対して表示方法を外税方式に一本化を望むこと等の要望書を食品卸にとどまらず卸売業全体で取りまとめて提出した。また、消費税の転嫁及び表示方法に関する共同行為の特別措置法について申請を行うことを検討している。新しい食品リサイクル法に対応するため、対応ガイドラインを見直した。食品リサイクルは省資源につながり、省エネルギーに有効で、食育の一環になる。食品卸売業は食品廃棄物等の発生抑制の重要性の高いと判断される16業種に含まれており、協会として低炭素社会実行計画を策定し取り組みを行っている。特に発生抑制は優先順位が高く重要と捉えている。農林水産物等輸出促進全国協議会は日本の高品質で安全な食品の輸出拡大を目指して活動しておりこれに参加した。協議会には100を超える団体が加盟しており重要性の増す「自由販売証明書」など情報の共有化を進めている。新型インフルエンザ対策では特定接種の対象の業種に食品卸売業が含まれるよう働きかけたことで社会的機能が大きいと判断され、６月発表の政府の行動計画等に特定接種の業種として含まれた。

第１号議案　平成24年度事業報告書承認の件
第２号議案　平成24年度収支決算書承認の件
第３号議案　平成25年度事業計画案承認の件
第４号議案　平成25年度収支予算案承認の件
第５号議案　役員改選の件

合同研修会で講演する
丹羽宇一郎氏

終了後、会場を変えて中部飲食料品問屋連盟と共催で講演会を開催した。前在中華人民共和国日本国大使館　特命全権大使　丹羽　宇一郎氏を講師お迎えして「日中関係と日本のこれから」をテーマに講演された。日本と中国の政治体制現在の両国間の関係、中国の新指導部の狙い、チ

ャイナリスクへの備え等を解説した。

懇親会は、中食連副会長の青木昌博氏（（株）名給）の乾杯で開宴し、宴半ばで宮地雅典氏（カゴメ（株））が「正会員のチャネル開発力と販売力、賛助会員の商品開発力を合わせ中部の市場を活性化させていきたい」と述べて中締めを行い散会となった。

平成25年東海支部新役員名簿（平成25年度～26年度）

支部長店	（株）トーカン	代表者	永津　邦彦
会計幹事店	西山商事（株）	代表者	西山　　徹
幹　事　店	（株）北村商店	代表者	北村　篤司
同	伊藤忠食品（株）東海営業本部	代表者	三浦　浩一
同	国分（株）中部支社	代表者	戸崎　高一
同	東海国分（株）	代表者	坂本　順一
同	三井食品（株）中部支社	代表者	牧野　和義
同	三菱食品（株）	代表者	小林　義典

東海支部総会　会場

東海支部・中食連合同研修会　会場

北海道ブランドの有効活用で飛躍できる可能性がある

－北海道支部－

７月３日（水）14時30分より定時総会に先立ち常任幹事会を開催し、３時から行われる支部総会及び懇談会について打ち合わせを行った。

15時から定時総会並びに日食協懇談会が開会された。事務局の濱　幸利氏（（株）スハラ食品）の司会進行で、最初に支部長の村山圭一氏（（株）スハラ食品）が「昨年の政権交代以降のアベノミクスで景気が上向いているということだが、内需産業や食品流通業にはプラス効果が決して感じられない。逆に円安による原料価格高騰に値上げで対処しなければならない

北海道支部総会
村山支部長 開会ご挨拶

状況だが、相変わらずデフレ傾向と価格競争で値上げも交渉も難しい状況。さらに来年に控える消費税増税が消費の冷え込みを招くのではないかと懸念。これから日本は少子高齢化が進む中で商売をしていかねばならない。従来どおりの仕事をしていけば間違いなく厳しくなる。ただ北海道で食に関わる私達は、日本のどの地域よりも飛躍する可能性がある。北海道という素晴らしいブランドを有効活用すれば、チャンスは出てくる。今後も賛助会員の皆様と北海道の食品流通業界の発展のために、一緒に知恵を出し合ってWin－Winの関係で行きたい」と開会の挨拶を述べた。

ついで事務局が定足数の確認を行って、支部長が議長席に着き議案の審議を入った。

第１号議案　平成24年度　事業報告に関する件
第２号議案　平成24年度　支部決算報告及び監査報告に関する件
第３号議案　平成25年度　支部事業計画（案）に関する件
第４号議案　平成25年度　支部事業予算（案）に関する件
第５号議案　支部役員改選に関する件
第６号議案　日本加工食品北海道支部　規約改正に関する件
第７号議案　その他

以上の議案内容を事務局が全て説明し全て原案通り拍手で承認された。

ついで支部活動状況報告をWGメンバー代表の宮野哲至氏（北海道酒類販売（株））が６月24日（月）に実施した工場見学会の報告、今秋に予定している海外研修、下請法の勉強会の予定、年末年始等の配送の特別配送の要望協議、平成26年度の新年交礼会の開催について報告を行った。最後に奥山専務理事が「日食協本部事業活動報告」を行い、食品ロス削減のための消費期限の見直しや緊急災害時の食料供給に関するガイドラインの検討等業界の課題と取り組み状況を解説した。

講演する
畑中 三応子氏

休憩後講演会に入り、講師に畑中三応子氏をお迎えして「ファッションフードの150年 －食は情報戦である－」と題して講演された。主な講演内容は「日本人にとって、食はファッション。日本では音楽や漫画などのポップカルチャーと同じ次元で食の情報が消費され、海外で類を見ないような激しいはやりすたりを繰り返してきた。そうした食の流行には、必ず社会的・文化的な背景が存在。明治維新から現代までの食の流行史をたどり、何が食べ物をファッションに変えたのか、各時代の様々な要因と仕掛けを紐解いていく。本格的ファッションフードの成立は1970年。この時食の構造が大きく転換した。文明開化のファッションのキーワードである「西洋崇拝」の系譜。栄養神話・不老長寿系のファッションフードとその仕掛け人。これからのファッションフードの展望」等であった。

懇談会中締めご挨拶
日本アクセス北海道㈱
成田社長

終了後懇親会が行われ、開会挨拶を賛助会員世話人を代表して平山賢司氏（北海道味の素（株））が行って開宴し、中締めを副支部長の成田祐一氏（北海道アクセス（株））が行って閉会した。

北海道支部総会　会場

平成25年度　北海道支部　新役員名簿

支 部 長	（株）スハラ食品	代表取締役会長	村山　圭一
副支部長	日本アクセス北海道（株）	代表取締役社長	成田　祐一
副支部長	国分（株）北海道支社	支社長	福井　　稔
会計監事	三菱食品（株）北海道支社	執行役員支社長	牧野　一洋
常任幹事	シュレン国分（株）	取締役副社長	黒澤　良一
常任幹事	北海道酒類販売（株）	代表取締役社長	網島　　裕
常任幹事	加藤産業（株）北海道支社	支社長	河野　　均

本部との連携の中で支部活動を展開する

－九州沖縄支部－

７月５日（金）午前11時より、ANAクラウンプラザホテルに於いて、午後から行われる定時総会に先立ち、九州沖縄支部の幹事会が開かれた。主要な議題は定時総会に向けての議案内容の確認であったが、支部活動の活性化に向け幅広く意見交換が行われた。昼食後、午後１時から第36回定時総会が開催された。

九州沖縄支部総会
副支部長代理 山口氏
開会のことば

事務局の白土恵一氏（コゲツ産業（株））の司会進により、最初に定足数の確認を行い、ついで副支部長代理の山口春幸氏（ヤマエ久野（株））が開会の言葉を述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業（株））が「本部との連携の中で支部活動を展開する」と開会の挨拶を行った。ついで支部長が議長席に着いて、議事録署名人を指名して議案の審議

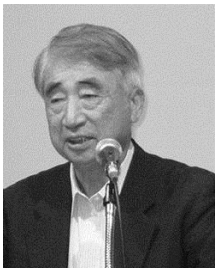

九州沖縄支部総会
木村支部長
開会のご挨拶

に入った。

第１号議案　平成24年度事業報告並びに収支決算書承認の件

第２号議案　平成25年度事業計画並びに予算案承認の件

第３号議案　①取引慣行改善に係る地域活動の実態報告

②商品展示特売会の本年度自粛の継続について

１、２号議案を一括して事務局が説明し、会計監事の有吉　朗氏（三井食品（株））が監査報告を行って拍手で承認された。

取引慣行に係る地域活動の実態報告については、福岡地区協議会の中村康裕氏（ヤマエ久野（株））が報告した。

九州沖縄支部 幹事会　会場

【福岡地区協議会活動報告】

定例会を２ヶ月に１回11企業で実施。継続課題である、返品問題を中心に協議。

福岡地区協議会
山本代表の活動報告

毎年恒例の卸各企業の返品率検証調査を対象卸10企業で実施。今回は、2011年度と2012年度を対象に業態別に調査を行う。調査の結果、全体で返品率は0．01％～最大0．66％でした。（全国平均0．52％）2011年度に対し改善できた卸は１企業で0．02％の改善値。悪化卸企業は５企業で0．01％～最大0．17％増であり、他は変化なしの結果となる。返品率の結果を業態別に見ると、大手量販と取引のある卸７企業のうち４企業が返品率が増加、１企業が改善、２企業は変動なしであった。ディスカウントと取引のある卸６企業のうち２企業が返品率増加、３企業は改善し、１企業は変化なし。販売好調のDS、ドラッグの返品率が若干改善傾向にある結果となった。

最後に商品展示特売会の本年度自粛の継続について承認し総会を終了した。その後奥山専務理事が「日食協本部活動報告」行い、14時35分から、拓殖大学　商学部教授　根本重之氏をお招きして「消費と流通の先を読む2013～コンビニ・ベンチマーキングと消費税引き上げへの対応～」と題して特別講演会が行われた。

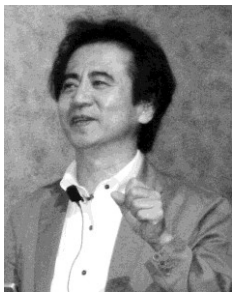

講演する
根本重之氏

業界全体でプラスになることに協力を

－東北支部－

東北支部総会を７月11日(木)11時45分からホテルモントレ仙台で開催した。

副支部長の降幡　進氏の司会進行で開会し、最初に支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内㈱が、開会の挨拶の中で消費税の増税問題や商取引慣行の１/３のルールの変更などについて日食協の考え方を説明し、業界全体でプラスになることに協力しあうことを呼びかけた。ついで事務局が定足数の確認を行い、支部長が議長席に着いて議案の審議を入った。

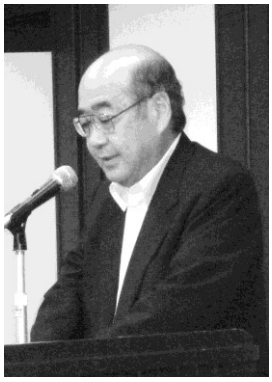

賛助会員連絡会で挨拶する
堀内支部長

第１号議案　平成24年度事業報告及び決算報告
第２号議案　平成25年度事業計画及び予算

いずれも議案内容を降幡副支部長が説明し、監査報告を会計監事代理の鈴木　誠司氏（佐藤㈱が行って、いずれも拍手で承認された。その後奥山専務理事が、本部報告を行い、この秋の経営実務研修会の内容について意見交換を行った。

その後昼食をはさんで午後１時から賛助会員が合流して賛助会員連絡会が開催された。司会は引き続き、降幡副支部長が担当し、最初に堀内支部長が開会の挨拶を行い、ついで賛助会員を代表して、ネスレ日本（㈱）北東北支店長の池田　淳氏が挨拶し、東北の豊富な食材について述べた。この後奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い14時15分に閉会した。

東北支部総会　会場

東北支部　賛助会員連絡会　会場

情報を共有して健全な商取引環境を

－北陸支部－

７月18日（木）午前11時よりホテル日航金沢に於いて、総会に先立ち北陸支部役員会を開催した。午後から開催される定時総会に向けての議案内容の確認が主な内容であったが、今秋に開催予定の経営実務研修会の日程や講師案についても打ち合わせを行った。昼食後、12時40分より北陸支部の会員卸、事業所会員卸が参加して北陸支部総会が開催された。支部長の荒木章氏（カナカン（株））の司会進行で開始となり、最初に、荒木支部長が開会の挨拶を行い、最近の流通環境の課題についてふれ、「情報を共有化して健全な商取引環境を」と呼びかけた。ついで出席者が各自自己紹介を行い、支部長が議長席に着いて議案の審議に入った。

第１号議案　平成24年度事業報告並びに収支決算報告に関する件
第２号議案　平成25年度事業計画並びに収支予算案に関する件

それぞれの事業内について支部長が報告し、収支決算報告と収支予算案については会計幹事代理の中野義之氏（石川中央食品（株））が説明し、監事の藤井伸子氏（マルコク（株））が監査報告を行った。いずれも原案通り拍手で承認された。
全ての議案審議が終了後奥山専務理事が「日食協活動報告」が行い、最後に副支部長の澤田悦守氏（北陸中央食品（株））が閉会の挨拶を行って14時10分に閉会となった。

北陸支部総会 会場

事業活動

第１回　政策委員会・食品取引改善協議会開催

－５月１４日－

平成25年度第１回目の政策委員会・食品取引改善協議会を５月14日（火）午前10時30分より日本橋三越本店　本館７階　特別食堂「日本橋」にて開催した。

業務引継ぎのため新旧の政策委員長に出席をいただき、議題にそって意見交換を行った。主要議題は、３月、４月に開催された理事会の報告と当日行われる賛助会員幹事店会の運営内容であったが、特に消費税増税に関する特別措置法案について日食協としての対応方針や平成25年度の夏期電力需要抑制策、「低炭素社会実行計画」（案）について議論を行った。

第16回　賛助会員幹事店会開催

－５月１５日－

第16回賛助会員幹事店会を５月15日（火）午前11時30分より日本橋三越本店　特別食堂「日本橋」にて開催した。

会議は、冒頭長年政策委員長をお勤めいただいた中嶋隆夫氏（三菱食品（株））から、退任のご挨拶をいただき、ついで今年度より政策委員長に就任した宮田善康氏と賛助会員幹事店を代表して小原　利郎氏（味の素（株））からご挨拶いただいた後、事務局から３月、４月に開催された理事会の報告を行った。ついで意見交換テーマとして、「流通環境の変化の中で優先すべき課題と対応策」について参加賛助会員幹事企業からご発表をいただき意見交換を行った。提起された課題としては、①円安による原料高及び製品安の現状と大手小売業のPB強化策と値頃感の変化について②消費税の増税への対法③商習慣の是正について（食品ロス削減のための納品条件緩和策の方向性について等であった。

賛助会員店幹事会　会場

次回開催を平成25年11月19日（火）に予定して閉会とした。

平成25年 5月14日賛助会員幹事店会出席者名簿

一般社団法人　日本加工食品卸協会

［賛助会員幹事店委員各位］

（社名：５０音順・敬称：略）

会社名	役　職	氏 名
味の素㈱	常務執行役員食品事業本部副事業本部長　国内営業統括	小原　利郎
カゴメ㈱	取締役専務執行役員営業管掌兼ｺﾝｼｭｰﾏｰ事業本部長	寺田　直行
カルピス㈱	上級理事　営業推進部長	岩瀬　嘉郎
キッコーマン食品㈱	営業企画部部長	荻野　浩司
キユーピー㈱	執行役員家庭用本部本部長	山本　範雄
日清オイリオグループ㈱	執行役員東京支店長兼ＲＳ営業部長	吉田　伸章
日清食品㈱	営業本部東京営業部部長	武田　和実
日清フーズ㈱	取締役営業本部長	児玉　健次
日本水産㈱	執行役員広域営業本部長	岩田　祐二
ネスレ日本㈱	執行役員流通営業統括部 統括部長	銀崎　達己
ハウス食品㈱	営業企画推進室長	田中　千之
㈱桃屋	営業企画室室長	菅原　通之

［日本加工食品卸協会委員各位］

会社名	役　職	氏 名
伊藤忠食品㈱	執行役員東日本営業本部本部長	青山　裕一
加藤産業㈱	常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当・東京本部長	破魔　重美
国分㈱	常務取締役経営統括副本部長兼営業本部長	北見　　賢
コンタツ㈱	取締役営業統括部長	湯浅　正男
㈱サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小林　由朗
㈱日本アクセス	取締役副社長　執行役員営業管掌	堀井壯一郎
三井食品㈱	取締役副社長執行役員	勝木慶二郎
三菱食品㈱	取締役専務執行役員加食事業本部長	中嶋　隆夫
〃	執行役員商品本部長	宮田　善康
日食協	専務理事	奥山　則康

第150回　ネットワーク検討会開催

－６月１３日－

６月13日（木）午前10時より日食協会議室において、第150回ネットワーク検討会が開催され、卸側６名、メーカー側５名が出席して行われた。

情報システム研究会の座長である竹腰雅一氏（伊藤忠食品（株））の司会進行で、①日食協活動報告　②EDI W･Gの活動報告　③Ｆ研活動報告が行われ、最後にネットワーク検討会の今後について意見交換を行った。メーカー側から検討会の存続について要望が強く、今後も継続して開催することになり次回開催を平成26年６月12日（木）に予定して閉会とした。

第１回　商品開発研究会開催

－６月２４日－

本年度第１回目の商品開発研究会を６月24日（月）日食協会議室にて開催した。検討内容は、

１．公益社団法人日本缶詰・瓶詰・レトルト食品協会との情報交換会として、
　①缶詰協会の普及啓発活動について（防災の日　フェスティバル）
　②容器包装識別表示ガイドライン（第２版）について

２．農林水産省消費・安全局 表示規格課
　・JAS規格改正に伴う販売者の情報伝達方法について

以下に、容器包装識別表示ガイドライン（第２版）を掲載する。

缶詰、びん詰、レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン(第２版)

平成 25 年 5 月
公益社団法人日本缶詰協会
環境問題検討委員会

資源有効利用促進法に基づくプラスチック製及び紙製の容器包装への「識別表示」について、日本缶詰協会は、業界として製品の種類ごとに統一的な表示を行い消費者に分かりやすい表示を行っていくことを目的に「レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン」を平成12年12月に策定した。その後、時間の経過とともに表示の実態や法律の解釈が多様になってきているほか、様々な包装形態の商品が流通してきていることを考慮し、今般、環境問題検討委員会において「缶詰、びん詰、レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン（第２版）」を策定し、改めて「容器包装の識別表示」の運用に関する缶詰、びん詰、レトルト食品業界の考え方を取りまとめた。

１．本ガイドラインで示す容器包装の種類は、内容物が殺菌処理されているものとし、具体的には以下を対象とする
（１）プラスチック製容器包装：パウチ、成形トレー、成形カップ、ラベル、キャップ、マルチパック用フィルム
（２）紙製容器包装：紙パック、外箱、ラベル、マルチパック用紙箱
（３）食料缶詰容器（スチール缶、アルミ缶）、ガラスびん容器は、容器への識別表示は義務化されていないが、キャップ、ラベル、マルチパック用フィルム（及び紙箱）等、義務化が生じる部分を対象にする

２．材質表示
材質表示は行わないことを原則とする

３．主な法定事項
（１）識別マークのデザインは次のデザインとする

プラマーク

プラスチック製容器包装
（飲料・酒類・特定調味料用の PET ボトルを除く）

紙マーク

紙製容器包装
（飲料用紙パックでアルミ不使用のものおよび段ボール製容器包装を除く）

（２）識別マーク等のサイズ
識別マーク：印刷では高さ６㎜以上、刻印・エンボスでは高さ８㎜以上
部位の名称：印刷ではJIS（日本工業規格）Ｚ 8305に規定する６ポイント以上、刻印・エンボスでは同８ポイント以上

（３）表示スペース等の物理的制約がある容器包装の対応
・無地の容器包装：省略可

・素材状、構造上その他やむを得ない理由により表示をすることが不可能な容器包装：省略可
（ただし、表示を省略したこれらの容器包装が多重容器包装の一部である場合には、多重容器包装を構成する表示可能な他の容器包装に表示する）

（4）輸入品への対応

素材、構造、商標使用のいずれかを指示した場合は国内製品と同様の表示を行う（国内で流通販売する輸入品には表示を行う）

4．業界に委ねられている事項についての対応

（1）「ほぼ同時に捨てられる」ことの解釈

加熱殺菌処理が施された缶詰、びん詰、レトルト食品、カップ詰は、外箱をも含めてほぼ同時に捨てられる場合がほとんどであり、識別表示は一括表示を基本とする。ただし、例えば、レトルト食品のマルチパック品等、容器包装が同時に捨てられない商品もあるため、「ほぼ同時に捨てられる」の判断は常識的な範囲で各企業が行う場合がある。

（2）一括して表示する場合における容器包装の部位の名称

次の名称で統一する

・レトルト等加熱殺菌された食品用の袋容器：パウチ
・レトルト等加熱殺菌処理された食品用のトレー容器：トレー
・レトルト等加熱殺菌処理された食品用のカップ容器：カップ
・レトルト等加熱殺菌処理された食品用のボトル容器：ボトル
・レトルト等加熱殺菌処理された食品用のチューブ容器：チューブ
・レトルト食品、缶詰、びん詰、カップ詰等の箱：外箱、箱
・マルチパック用の紙製外箱：外箱、箱
・マルチパック用のシュリンクフィルム：外装フィルム
・マルチパック用のプラスチック製外袋：外袋
・広口のびん詰、カップ詰等のふた：ふた、キャップ
・缶詰用のプラスチック製オーバーキャップ：キャップ
・レトルト食品、缶詰、びん詰、カップ詰等のラベル：ラベル
・調味料等を充填した添付内袋品：パウチ
・レトルトパウチ等の飲み口（スパウト）：口栓

（3）識別マークの運用

・マークの色、抜き文字、線幅、スリット：容易に識別できる範囲で各社が自主判断する
・部位の名称の表示位置：マークの下または右とする
例、レトルトパウチで外箱に一括表示する場合

外箱

パウチ

（4）具体的な表示例

「（別紙）具体的な表示例」に記載

（５）缶（食料缶詰）、ガラスびんは識別表示を行わないことを基本とするが、各企業が消費者への情報提供の必要性を考慮した上で自主的に表示を実施する場合は下記に基づいて行う。

「スチール缶」、「アルミ缶」の識別表示に関わる情報提供方法

日本缶詰協会では、平成11年12月に、一般食料缶詰にスチール缶、アルミ缶の識別表示をする際の要領を次のように定めている.

・表示は、次のマーク（あき缶はリサイクルの文字もマークとする）を１箇所に行う. バイメタルの缶にあっては文字（たとえば、胴はスチール、ふたはアルミ）での表現またはマークと文字の併記も選択できる。

・ マークの大きさは５種類（直径または高さが20mm、17mm、15mm、12mm、10mm）とする。

・ 表示個所については、缶の形状特性等を考慮に入れ、各社が決定する。

「ガラスびん」の識別表示に関わる情報提供方法

消費者がガラスびんをプラスチック製容器と誤認することを防ぎ、消費者の分別廃棄を容易にし、また誤認によるケガ発生を予防するために、各企業が自主的な判断に基づきガラスびんの識別表示を行う場合は、下記の表示例を参考に表示するものとする。

例　プラスチックふた付きのガラスびんの場合
（本体ラベル等に）びん：ガラス　ふた：プラスチック

（別紙）　具体的な表示例

容器詰食品等の種類	表示方法(表示例)
１．レトルトパウチで外箱のないもの	パウチにプラマークを表示
２．レトルトパウチが外箱入りのもので、外箱に一括表示するもの（調味料等の添付内袋品をも含む）	外箱に一括して紙マーク、プラマークを表示、マークに部位名称をつける 外箱（または箱）　パウチ
３．飲み口（スパウト）付きのレトルトパウチで外箱のないもの	パウチにプラマークを表示、部位名称をつける パウチ、口栓
４．飲み口（スパウト）付きのレトルトパウチが外箱入りのもので、外箱に一括表示するもの	外箱に一括して神マーク、ぷらマークを表示、部位名称を付ける 外箱　パウチ、口栓
５．１～４の商品をマルチパックするための外箱あるいはプラスチック製のフィルムや外袋（本体と外袋等が同時に捨てられない場合）	当該包材に紙マークあるいはプラマークを表示する。 あるいは 当該包材に表示が不可能な場合は、以下の例示のように本体に当該包材を含め一括表示する。 （例．上記１の製品をプラスチック製外袋でマルチパックした場合の製品本体での一括表示） パウチ、外袋
６．食料缶詰	缶の識別表示は不要 （なお、缶詰の紙ラベルについては、缶と分離不可能ならば紙マークは不要）
７．食料缶詰が外箱包装されたもの	外箱に紙マークを表示
８．食料缶詰にプラスチック製のオーバーキャップがなされたもの	キャップにプラマークを表示
９．食料缶詰をマルチパックするため	当該包材に紙マークあるいはプラマークを表示する。

容器詰食品等の種類	表示方法(表示例)
の外箱あるいはプラスチック製のフィルムや外袋	あるいは （ただし、当該包材が無地で、表面に印刷・エンボス、シール・ラベルが施されておらず、また刻印をすることが可能な成形工程が含まれていないものには表示は不要）
10. ガラスびん詰でふたが金属製のもの	表示は不要（ガラス、金属のため）
11. ガラスびん詰でふたがプラスチック製のもの	ふたまたはラベル（部位名称をつける）にプラマークを表示 （ふたに表示する場合） （ラベルに表示する場合） ふた
12. 11 の商品で紙製の外箱入りのもの（ジャム等、本体と外箱が同時に捨てられない場合）	外箱に紙マークを表示
13. びん詰でシュリンクフルラベルのもの	シュリンクフルラベルにプラマーク（部位名称をつける）を表示 外装フィルム
14. びん詰でシュリンクラベル部分が全体の 1/2 以下のもの	表示不要
15. 成形カップ詰、成形トレー詰でカップ（トレー）、ふたともプラスチック製のもの	本体に一括してプラマーク（部位名称をつける）を表示 カップ、ふた　　トレー、ふた
16. 15 の商品で外箱入りのもの（煮魚等、本体と箱が同時に捨てられる場合）	外箱に一括して紙マーク、プラマークを表示、部位名称をつける 外箱　カップ、ふた　　外箱　トレー、ふた

備考 1. 上記 6～14 の缶詰、びん詰の識別表示については、3 ページ（5）を参照。

備考 2. 例示した以外の容器包装については、例示に準じて識別マーク表示を行う。

食糧・農業・農村政策審議会食品産業部会／食品リサイクル専門委員会　ヒアリング資料

農水省、環境省はこのほど、法の見直し時期を迎えた食品リサイクル法について、合同で検討する第２回目の会合を５月17日に開催した。食品リサイクル法の施行状況の点検や見直しの検討を行うため、ヒアリングを行った。（以下に日食協のヒアリング資料を記載する）

加工食品卸売業における食品廃棄物等の発生抑制への取組み

平成 25 年 5 月 17 日

一般社団法人 日本加工食品卸協会

一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要

1. 沿革

設立	昭和 52 年(1977 年)
母体	全国缶詰問屋協会
平成 5 年	農林水産省所管の社団法人化
平成 24 年	一般社団法人化

2. 主な活動内容

加工食品流通全般の近代化・効率化及び流通構造変革に伴う加工食品卸売業の構造改善促進に関する調査研究事業と研修・普及啓発事業

1)商慣行・取引制度に関する調査研究
2)公正取引・公正競争に関する調査研究
3)情報システムに関する調査研究
4)ロジスティクスに関する調査研究
5)マーチャンダイジングに関する調査研究
6)環境問題に関する調査研究事業
7)新型インフルエンザ等緊急災害時対応に関する調査研究事業
8)各食品卸売統計調査に関する調査研究事業

こうした事業活動結果が、我が国の加工食品流通の安定向上と生活者の利便に益することを目的としている。

3. 現在の会員数

会員卸数	134 社
事業所会員数	104 社
賛助会員数	133 社
団体賛助会員数	3 社
合計	374 社 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

○全国 9 支部(北海道から九州沖縄支部)にて全国組織

(北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・四国・中国・九州沖縄)

○団体賛助会員

公益社団法人 日本缶詰協会・日本製罐協会・一般社団法人 日本パインアップル缶詰協会

○賛助会員幹事店企業(13 社:50 音順)

味の素㈱・カルピス㈱・カゴメ㈱・キッコーマン㈱・キユーピー㈱・サントリーフーズ㈱・日清食品㈱
日清オイリオグループ㈱・日清フーズ㈱・日本水産㈱・ネスレ日本㈱・ハウス食品㈱・㈱桃屋

業界ヒアリング発表事項 （一般社団法人　日本加工食品卸協会）

1．食品リサイクル法の現状と課題について

(1) 再生利用等の取組状況

①発生抑制

（例） 食品ロス削減の取り組み（商慣習の見直し、消費者のもったいない意識啓発）等

1.WMS（Warehouse Management System）や発注管理システム等による在庫量の適正管理

在庫商品は加工食品卸売業にとっては資産となるため、在庫商品数量と発注数量を調整して在庫資金をもコントロールすることが、倉庫内での転売不可商品の削減に直結し、食品廃棄物発生抑制に資すると考えます。

2.庫内における商品取扱い業務運用のルール化

1）前項の通り、在庫商品量を適正に保つと同時に、倉庫における商品管理は「先入れ先出し」を実施することにより、賞味期限切れ商品の発生防止を行っています。

2）加えて、倉庫への入庫日付の基準や得意先への出荷日付の基準を設けています。

加工食品には賞味/消費期限等が義務付けられているため、食品のサプライチェーンの中で何らかの鮮度管理基準が必要であると認識しています。

また、食品流通には、所謂「三分の一ルール」が商慣習としてありますが、これが食品ロス増加の原因になるとは一概には云えないとも考えています。

3）また低温帯商品は、システムによる適正温度管理を行い、食品ロスを防止しています。

3.無返品への取り組み

まだ一部ではありますが、無返品奨励リベートを設定している場合があり、そのリベート内で転売不可商品の廃棄物処理を行うほか、社内販売も行っています。

ただし「返品」と云う商慣習は存在しています（卸売業→メーカー、小売業→卸売業とも）。

4.フードバンクへの寄附

卸売業の倉庫にある転売不可商品のうち、まだ賞味/消費期限内の商品を社会福祉団体に寄附している会員企業もおります。ただし、当協会ではその寄附の量を増やすこと自体を目的とは考えていませんし、寄附を受ける団体にもそのことについては同意が取れています。

②再生利用

（例） 肥飼料化、メタン化、その他の手法による再生利用の取り組み、
分別等の実施、民間リサイクラーと自治体との連携　等

1.廃棄から再生利用への転換推進

加工食品卸売業界の食品リサイクル法定期報告書の実績数値は別紙資料の通りです。
平成 23 年度実績の定期報告書を提出した当協会会員企業は 8 社でした。
その業種は、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く）」のほか、「そう菜製造業」、「他に分類されない食料品製造業」、「コンビニエンスストア」があります。
利用している再生利用の手法は、肥料化、飼料化がほとんどです。

③ その他

（例） 熱回収、登録再生利用事業者制度、再生利用事業計画の活用状況　等

1．食品リサイクル法対応業界ガイドラインによる会員企業への啓蒙

平成 25 年 3 月に食品廃棄物発生抑制原単位の設定を掲載した食品リサイクル法対応業界ガイドラインが完成しました。本ガイドラインでは、食品廃棄物の再生利用よりも発生抑制が優先することを強調するとともに、食品を扱う職業人の目線に加え、一人の人間としての目線から食品の大切さについても触れ、会員企業への啓蒙を進めています。

2.再生利用事業計画の活用状況

食品廃棄物の再生利用は行われていますが、再生利用事業計画についてはその基準を満たすことができない場合もあり、なかなか進められていないのが実情です。

(2) 再生利用等を進めて行くための課題

1.食品廃棄物の食品部分と容器包装の分別について

加工食品卸売業で発生する食品廃棄物は、食品部分と容器包装部分が不可分なので、再生利用事業者が処理を行う時点での「荷姿」にするためには、分別が必要となります。
しかしながら当協会会員企業ではその分別を専門に行う部署や施設等もないので、その分別作業を代行してもらえる業者に処理委託せざるを得ません。
また、当業界はさまざまな種類の加工食品を扱うため、その種類別に食品循環資源を分別することも困難を極めます。

2.食品循環資源化処理費と廃棄物処理費とのコスト比較

食品循環資源化の処理を行う場合、廃棄物処理（所謂焼却処理）の場合よりも費用が嵩むため、食品廃棄物を焼却処分してしまう原因となります。

2. 食品リサイクル法の見直しに向けた意見

(1) 食品リサイクル法の見直し

(例)再生利用手法(肥料化、飼料化、メタン化・・・・)の在り方、熱回収の在り方、
定期報告制度(活用の方策や制度改善方策)、登録再生利用事業者制度、
再生利用事業計画制度(リサイクルループの拡充方策)　　等

1.再生手法の優先順位について

現行の平成 20 年度改正食品リサイクル法では、循環資源化の手法の優先順位が決められており、「飼料化」「肥料化」が最優先とされています。

東日本大震災による原子力発電所停止に伴い、エネルギー不足問題が叫ばれるなか、食品廃棄物を利用したメタン化や熱回収等によるエネルギー創出は重要なものと考えられます。

従いまして、食品リサイクルの再生利用手法の優先順位には一考の余地があると考えます。

また、バイオマスとして食品リサイクルを実施している業者がありますが、食品リサイクルのカウントに入れられないものがあるので、幅広く認めて欲しいと考えます。

2.熱回収の条件緩和について

会員企業拠点の近隣に熱量関連の条件をクリアしている熱回収プラントがあったとしても、肥料化や飼料化を行っている業者がほかに存在する場合、その熱回収プラントに食品廃棄物等を持ち込んだとき、それは法律上「熱回収」とは認められず、廃棄として扱われます。

現状では肥飼料化の再生利用を実施している業者が自拠点から半径 75km 圏内にまったく存在しない地域は多くないと考えますので、前項のエネルギー問題も絡め、熱回収の距離的な条件については、緩和して戴くことが現実的な選択であると考えます。

3.業種について

昨年度に食品廃棄物発生抑制原単位の目標値が発表された際、食品卸売業の業種種別について、「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く)」と「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするもの)」に分割して目標値を設定して戴いたことは、当協会としても喜ばしいことであると考えております。

4.利用率の目標値について

前項にも関連致しますが、現行法の再生利用率は、食品卸売業一本での目標値設定となっています。これに関しても前項と同様に、もう少し細分化した業種での目標値設定が適切ではないかと考えます(加工食品卸売業(飲料中心/それ以外)と生鮮食品卸売業)。

5.発生抑制原単位の目標値について

現行法では、食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く）の食品廃棄物発生抑制原単位は、4.78kg/百万円となっていますが、当協会の実績値はこの目標値を大きく下回る結果になっています。今般の法改正ではこの目標値の改定を行うのかをお聞きしたく存じます。

6.再生利用事業計画制度（リサイクルループ）の条件について

当協会会員企業の中には、一部「再生利用事業計画制度（リサイクルループ）」を実践している会員企業があります。

しかし、この再生利用事業計画が認定を受けるためには、循環資源化に提供した食品廃棄物等により生産された肥飼料を用いて作られた農畜産物をすべて購入しなければならないと聞いています。これらの農畜産物を原料コストの面から考えた場合、また食品廃棄物等の提供量も不安定な点も鑑みるに、決して優位な原料調達ルートとは云えません。再生利用事業計画制度の門戸をさらに広げるためにも、条件の再考はあってもよいと考えます。

(2) 予算・税制・金融措置

1. メタン化や熱回収化への優遇措置

メタン化や熱回収等については省エネ法においてプラス要因としてカウントされる等、法律間の連動が可能となることを希望します。

2. 発生抑制のためのフードバンクの活用について

某会員企業からは「フードバンクへ提供した分を税制上優遇してもらえる仕組みも必要」との声もあります。

(3) 国、地方自治体、食品関連事業者、リサイクラー、農業者等の役割

1.国

食品リサイクル法の定期報告書は、農林水産大臣宛のものと対象企業の主管大臣宛の双方を農林水産省地方事務局に提出すればよい決まりになっています。他の法規制による定期報告書とは違い、提出や郵送が一度で完了するため、喜ばしいことだと考えます。

2.地方自治体

食品廃棄物は加工食品卸売業にとっては「一般廃棄物」の位置づけにありますが、自治体により産業廃棄物として処理する場合もあります。その区別が自治体により異なることは排出者側から見ると煩雑と思える部分です。自治体等の一般廃棄物処理施設の設置とも関連していますが、より汎用的な処理運用ができることを望みます。

3.食品関連事業者

食品廃棄物を発生させる当事者であることから、発生抑制にまず注力していかねばならないと考えますが、加工食品卸売業の場合、無理な発生抑制は返品の増大やコスト増加を招くため、本業の業務効率に連動した形で進めるべきと考えます。

4.リサイクラー

実際に食品廃棄物を資源化処理しているのはリサイクラーです。実際の処理プラントに足を運ぶと、まさに資源生産工場（静脈部門のメーカーとも云える）であることが分かります。
国や自治体からもその事実をアピールして戴きたいと考えます。

5.農業者

第六次産業の中で食品リサイクルループの結節点を担う重要なポジションにあると考えます。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会総会を５月31日（金）午後３時30分より静岡グランドホテル中島屋に於いて開催された。副会長の東　浩司氏（三菱食品（株））の司会進行で最初に会長の山口　茂氏（ヤマキ（株））が新加入の賛助会員を紹介した後、年２回開催している試飲、試食会について感謝し、今後も継続して行うと述べた。ついで議案の審議に入り、

第１号議案　平成24年度事業報告及び平成24年度会計監査報告

第２号議案　平成25年事業方針案及び予算案

全て原案通り拍手で承認された、

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後懇親会を行って閉会となった。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会総会を６月17日（月）午後３時より横浜ベイシェラトン　ホテル＆タワーズに於いて開催された。

事務局の森谷健一氏（神奈川国分（株））の司会進行で定足数の確認後、総会成立宣言を行い、最初に会長の高木一夫氏（神奈川国分（株））が開会の挨拶を行って、議長席に着き議案の審議を行った。

議案内容

第１号議案　平成24年度事業報告

第２号議案　平成24年度会計報告及び監査報告

第３号議案　平成25年度事業計画案

第４号議案　役員改選・その他

役員改選において副会長の横浜乾物（株）の斉藤米造氏が退任し、一神商事（株）の柳澤達哉氏が就任し、他の役員は全員重任となった。

終了後、賛助会員が加わり奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、ついで講演会に入り、「柔道と人間力～自ら磨き、人を活かす！」と題して筑波大学体育系准教授の山口　香氏が講演を行った。

終了後懇親会を行い閉会した。

関連省庁・団体からのお知らせ

－内閣府－

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は，平成25年10月1日から施行されます（同法は，平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては，この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

Ⅰ　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について，消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが，消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で，消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が，①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に，取引の数量を減らしたり，取引を停止したりするなど，不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，公正取引委員会が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅰに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471（代表）

Ⅱ　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について，消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため，消費者庁，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，消費者庁が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅲ　価格の表示に関する特別措置

（1） 平成25年10月1日以降，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば，「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から，上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例１）値札，チラシ，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）	○○円（税抜価格）	○○円（本体価格）	○○円＋税

（例２）個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，明瞭に，「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

（2） 事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　03－3581－4111(代表)
Ⅲ(2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800(代表)

Ⅳ　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした，事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。）。

(1)転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

（例１）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に，消費税額分を上乗せすること

（例２）消費税額分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは，適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※ 転嫁カルテルについては，参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額（会社）	又は	常時使用する従業員数（会社又は個人）
製造業，建設業，運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2)表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例１）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

（例２）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471(代表)

2013.6.20

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

－農林水産省食糧産業局－

２５食産第４７３号
平成２５年５月３１日

一般社団法人　日本加工食品卸協会
会　長　國分 勘兵衛　殿

農林水産省食料産業局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について（依頼）

このことについて、別紙のとおり国土交通省自動車局長から通知があったのでお知らせする。

なお、貴会員への周知方につき御協力をお願いする。

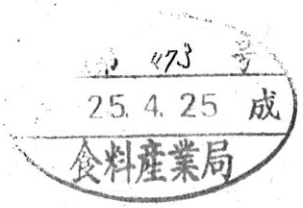

国自整第１５号の７
国自環第７号の７
平成２５年４月１１日

農林水産省食料産業局長　殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省では、昨年の当該運動の結果を分析し、より効果的に見直しつつ、平成２５年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援及び自動車の不正改造防止について関係団体への指導徹底をお願いします。

別添

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平　成 25 年 4 月
国土交通省自動車局

第１　目　　的

我が国の自動車保有台数は、平成24年12月末現在で7,996万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,411人と12年連続して減少しており、負傷者数も82万人と8年連続で減少しているが、警察庁の目標は平成27年までに死傷者数70万人以下であり、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第２　実施機関

国土交通省及び自動車関係32団体(別紙1)で構成する「不正改造防止推進協議会」(以下「協議会」という。)が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第３　実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成25年6月1日(土)から6月30日(日)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」(以下「強化月間」という。)とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第４　実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケート結果等を踏まえ、不正改造に対する認知度が低く、使用者が違法であると認識せずに不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。一方、(5)については不正改造に対する認知度は高いが、社会的な排除の要請が大きいことから、これまで、強化月間に行う街頭検査等において重点的に排除に努めてきているところであるが、整備命令の発令件数が減少していない街頭検査の結果を踏まえ、今年度は、これまでの取組み以上に、年間を通じた街頭検査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

(1)　視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(2)　前面ガラスへの装飾板の装着
(3)　灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
(4)　タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
(5)　騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
(6)　土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し

(7) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
(8) 不正な二次架装
(9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
(10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
(11) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図るとともに、積極的な排除を呼びかける。この際、1.(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)について、特に重点的に認識の向上に努めるものとし、1.(5)については、特に積極的な排除を呼びかけていくこととする。加えて、自動車運転教習所においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示等により、10代、20代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開する。

また、強化月間においては、マスメディア等をあわせて活用しつつ、自動車使用者(特に10代、20代及び女性)に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

また、強化月間においては、1.(5)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 構内検査の実施

申請や変更登録等のために運輸支局(兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)及び自動車検査登録事務所(沖縄総合事務局運輸事務所を含む。以下同じ。)へ来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口(不正改造車110番)の設置・情報収集の充実

年間を通じ、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口(以下「不正改造車110番」という。)を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車に関する相談に応じるとともに、不正改造車に関する情報を収集する。また、ポスター等の広報資料において、警告ハガキを送付し、不正改造車を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載し、積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率向上に努める。さらに、強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をする。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた相談・情報(以下「情報等」という。)を基に不正改造車(疑わしい車両を含む。)の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、強化月間に送付した警告ハガキについて、使用者から報告がなかった場合、再度、警告ハガキを送付する。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造等の認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

加えて、自動車整備士養成施設においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示や運輸支局の出前講座等により、10代、20代の生徒を中心に強力に啓発活動を展開する。

第5 実施運営

1. 自動車局は、本実施要領に基づき、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して本運動の実施等について指示するほか、協議会構成団体に対して本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局及び沖縄総合事務局は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、協議会構成団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知するとともに、本運動を積極的に推進する。

なお、運動における重点実施事項(第4)のうち1.(10)及び(11)に係る取組みについては、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ展開を図るものとする。

第6 報　　告

各地方運輸局、沖縄総合事務局及び協議会構成団体は、強化月間終了後、速やかに実施結果を取りまとめ、自動車局に報告する。

(別紙1)

不正改造防止推進協議会構成団体（順不同）

1　一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
2　日本自動車車体整備協同組合連合会
3　全国自動車電装品整備商工組合連合会
4　全国タイヤ商工協同組合連合会
5　一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
6　一般社団法人　日本中古自動車販売協会連合会
7　日本自動車輸入組合
8　一般社団法人　日本自動車工業会
9　一般社団法人　日本自動車部品工業会
10　一般社団法人　日本自動車車体工業会
11　公益社団法人　日本バス協会
12　一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会
13　社団法人　日本陸送協会
14　全日本自動車部品卸商協同組合
15　一般社団法人　日本自動車タイヤ協会
16　一般社団法人　全国軽自動車協会連合会
17　一般社団法人　全国自家用自動車協会
18　一般社団法人　日本自動車連盟
19　一般財団法人　自動車検査登録情報協会
20　一般社団法人　日本自動車会議所
21　一般社団法人　全国二輪車安全普及協会
22　一般社団法人　全国自動車標板協議会
23　全国石油商業組合連合会
24　一般社団法人　自動車用品小売業協会
25　日本ウインドウ・フィルム工業会
26　日本自動車マフラー協会
27　日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会
28　一般社団法人　全国二輪車用品連合会
29　全国ディーゼルポンプ振興会連合会
30　全国自動車大学校・整備専門学校協会
31　全国自動車短期大学協会
32　全国オートバイ協同組合連合会

東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産食品の活用促進について

－農林水産省食糧産業局－

25食産第1107号
平成25年6月25日

一般社団法人日本加工食品卸協会　会長　殿

農林水産省食料産業局長

東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産食品の活用促進について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして御理解と御協力を賜り、また、東日本大震災以降、様々な被災地域への支援につきましても多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

特に、昨年6月、皆様に対し、「食べて応援しよう！」のキャンペーンの下、被災地域やその周辺地域で生産・加工された農林水産物・加工食品（以下「被災地産食品」という。）の利用・販売等の促進をお願いしたところ、その趣旨に御賛同いただき、全国各地で被災地産食品の利用・販売等に積極的に取り組んでいただいたことに対しても重ねて御礼を申し上げます。

震災から2年が経過し、被災地域では農林漁業の再開等本格的な復旧・復興に向けた取組が鋭意進んでおりますが、政府としても引き続き全力を挙げて復旧・復興に取り組んでまいる所存です。

また、原発事故への対応として、生産現場においては、農地等の除染や肥料・飼料の管理等の様々な取組が行われてきた結果、原発事故発生直後に比べて、基準値を超える食品は大幅に減ってきました。流通段階においては、放射性物質の基準値を満たす食品のみが出荷されるよう引き続き検査が行われています。

しかしながら、被災地産食品に対する消費者の不安は払拭されておらず、被災地域の経済情勢は依然厳しい状況にあります。このため、農林水産省では、消費者等に対し、生産現場での取組や食品中の放射性物質の検査結果等の正確で分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めているところであり、被災地産食品に対する消費者の信頼を早急に回復し、更に一層の消費拡大を図ることにより、1日も早い被災地域の復興を図ることが重要と考えています。

被災地産食品の消費拡大を全国規模で促進することは、日本全国で被災地支援への機運を維持し、高めることにつながり、また、被災地域の復旧・復興に資する大きな力となります。

つきましては、被災地域を応援する取組をさらに促進するため、皆様におかれましては、引き続き「食べて応援しよう！」の趣旨に御賛同いただき、被災地産食品の社内食堂での利用、販売フェアの開催など、昨年以上に積極的な利用・販売等の促進に取り組んでいただくよう、貴団体傘下会員企業に依頼いただきますようお願い申し上げます。

「食べて応援しよう！」の取組に参加してみませんか？

食べて応援しよう！とは？

東日本大震災による被災地やその周辺地域の農林水産物、加工食品といった被災地産食品を積極的に利用することで、被災地の復旧・復興を応援しようとする取組を行う際の共通のキャッチフレーズです。

○ 全国で支援の輪が広がっています

販売促進フェアの開催(茨城県での花火大会)

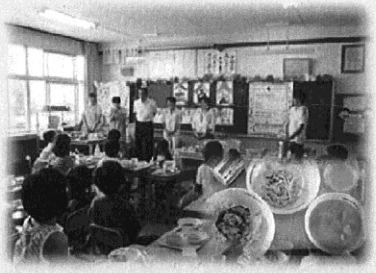

被災地産食品を使用したメニューの提供

○ 色、フォント、大きさなど自由に変えてオリジナルのロゴを作成できます

基本型を・・・

こんな感じで加工したり・・・

このようにOKです！

○ 参加するためには

農林水産省のホームページ上で、参加手続きを行っていただきますようお願い致します。

参加手続きサイト　https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fd37.html

また、フード・アクション・ニッポンの推進パートナーに登録後、お申し込みいただくことで、ポスター等のツールが無償でもらえます（送料は着払い）。登録と申込みの手続きは以下のサイトからどうぞ。

登録・申込み手続きサイト　http://syokuryo.jp/registration/company/

皆さまのご協力をお願いいたします

☞お問い合わせ先
農林水産省食料産業局食品小売サービス課
TEL：03-3502-5741、E-mail：tabete-ouen@nm.maff.go.jp

「食べて応援しよう！」ツールのご紹介

【のぼり】

サイズ：H1800mm×W450mm

＜写真背景版＞

＜黄色背景版＞

【ポスター】

（B2サイズ）H728mm×W515mm
（B3サイズ）H515mm×W364mm

＜写真背景版のみ＞

【三角POP】

サイズ：H170mm×W80mm×D70mm

＜写真背景版＞

＜黄色背景版＞

【スイングPOP】

サイズ：H160mm×W90mm

＜写真背景版＞ ＜黄色背景版①＞ ＜黄色背景版②＞

【ミニのぼり(支柱付き)】

サイズ：H234mm×W79mm

＜写真背景版のみ＞

【ラウンドシート】

サイズ：H600mm×W2400mm

＜写真背景版＞

＜黄色背景版＞

（お知らせ）

スイングPOPの黄色背景版には、掲載のデザインのほか、東北6県と関東4県の県名が記載されたデザインもあります。

ご希望がありましたら、申込時にご照会下さい。

「食べて応援しよう！」ツールは、フード・アクション・ニッポンの推進パートナーに登録後、お申し込みいただくことで無償提供されます（送料は着払い）。推進パートナーへの登録とツールの申込みの手続きはこちらのサイト（http://syokuryo.jp/registration/company/）からお願い致します。

食品流通に係わる取引の適正化の推進について

－農林水産省食糧産業局－

事　務　連　絡
平成２５年７月９日

関係団体各位

農林水産省食料産業局
食品製造卸売課長

食品流通に係る取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食品の円滑かつ効率的な流通の確保について、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省としては、従来から、食品の流通に係る取引の適正化を推進するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成２２年１１月３０日公正取引委員会公表、以下「ガイドライン」という。）を関係業界に周知するなどして、関係法令の遵守をお願いしてきたところであります。

しかしながら、平成２５年６月２７日に、公正取引委員会から株式会社ヨークベニマル（福島県郡山市）に対し、下請法に違反する行為が認められたとして勧告が行われ（別添１）、また、７月３日には、株式会社ラルズ（北海道札幌市）に対し、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたところであります。（別添２）

このような行為は、関係法令に違反することはもとより、食品流通に携わる関係者のみならず消費者の信用を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
農林水産省は、改めて、大規模小売業者団体に対し、関係法令に違反する取引が行われることがないよう、ガイドライン及び関係法令の一層の周知・遵守の徹底を図り、食品流通に係る適正な取引がなされるよう、傘下会員に対する指導をお願いしたところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対して、今回の公正取引委員会の措置について周知していただくとともに、独占禁止法に違反すると思われる取引が見受けられた場合には、引き続き、当課宛にご連絡いただきますよう（または公正取引委員会における独占禁止法等の相談窓口を御利用いただくよう）、周知方お願いいたします。

（問い合わせ先）
農林水産省　食料産業局　食品製造卸売課
総務班　三瓶、古賀
TEL ：０３-３５０２-８１１１（内４１１４）
０３-３５０２-８２３７（直通）

株式会社ヨークベニマルに対する勧告について

平成２５年６月２７日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，株式会社ヨークベニマル（以下「ヨークベニマル」という。）に対し調査を行ってきたところ，下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので，本日，下請法第７条第２項の規定に基づき，同社に対し勧告を行った。

１　違反行為者の概要

名　　称	株式会社ヨークベニマル
本店所在地	福島県郡山市朝日二丁目１８番２号
代　表　者	代表取締役　大髙　善興
事業の概要	食料品等の小売業
資　本　金	９９億２７９７万２０３９円

２　違反事実の概要

⑴　ヨークベニマルは，自社の店舗で販売する食料品(注)の製造を資本金の額が３億円以下の事業者に委託している（当該事業者を以下「下請事業者」という。）。

（注）　食料品には，以下のものが含まれている。

１　ヨークベニマルが，野菜の種類及びカットするサイズ，包装材のデザインその他の仕様を指定して下請事業者に発注した商品

２　ヨークベニマルが，野菜の種類及びサイズ，包装材のデザインその他の仕様を指定して下請事業者に発注した商品

３　ヨークベニマルが，野菜，果物及び鶏卵の種類及びサイズ，包装材に貼付するシールのデザインその他の仕様を指定して下請事業者に発注した商品

⑵　ヨークベニマルは，平成２３年１月から平成２４年９月までの間，下請事業者に責任がないのに，後記⑶等により，当該下請事業者の給付に対し支払うべき下請代金の額を減じていた。減額した金額は，下請事業者１２名に対し総額１億７２８６万５５１４円である。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局東北事務所下請課
電話　０２２－２２５－８４２０（直通）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話　０３－３５８１－３３７４（直通）
ホームページ　　http://www.jftc.go.jp/

⑶　ヨークベニマルは，自社の販売促進費用を確保するため，下請事業者に対し
ア　下請代金の額に一定率を乗じて得た額
イ　下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額
ウ　一定額
のいずれかの額を負担するよう要請し，この要請に応じた下請事業者について，平成２３年１月から平成２４年６月までの間，下請事業者に責任がないのに，「仕入割戻」として，下請代金の額から当該金額を差し引いていた。

⑷　ヨークベニマルは，下請事業者に対し，平成２５年６月２５日，減額した金額を返還している。

３　勧告の概要

⑴　ヨークベニマルは，前記２⑵の行為が下請法第４条第１項第３号の規定に違反するものであること及び今後，同号の規定に違反する行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること。

⑵　ヨークベニマルは，次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
ア　前記⑴に基づいて採った措置の内容
イ　減額した金額を下請事業者に支払ったこと

⑶　ヨークベニマルは，今後，下請法第４条第１項第３号の規定に違反する行為を行うことがないよう，自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに，その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

⑷　ヨークベニマルは，次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
ア　前記⑴から⑶までに基づいて採った措置の内容
イ　減額した金額を下請事業者に支払ったこと

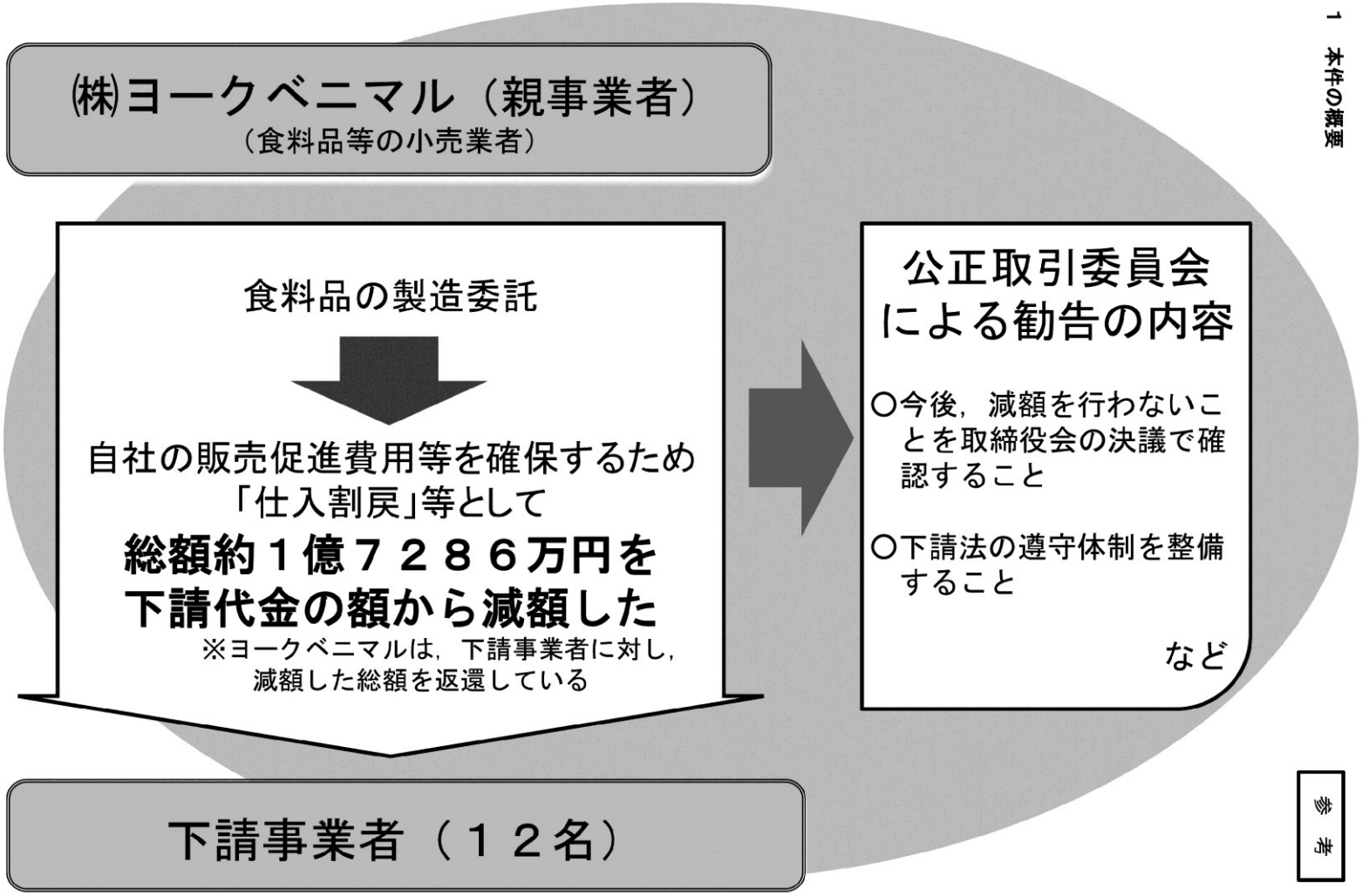
㈱ヨークベニマル（親事業者）
（食料品等の小売業者）
食料品の製造委託
自社の販売促進費用等を確保するため
「仕入割戻」等として
総額約１億７２８６万円を
下請代金の額から減額した
※ヨークベニマルは，下請事業者に対し，
減額した総額を返還している
下請事業者（１２名）
公正取引委員会
による勧告の内容
○今後，減額を行わないことを取締役会の決議で確認すること
○下請法の遵守体制を整備すること
など

参考

２　下請法の概要

○　目的（第１条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○　親事業者，下請事業者の定義（第２条第１項～第８項）

ａ．物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託

親事業者		下請事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下　（個人を含む。）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

※　政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
　　政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

ｂ．情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）

親事業者		下請事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

○　親事業者の義務（第２条の２，第３条，第４条の２，第５条）及び禁止事項（第４条第１項，第２項）

ａ．義務

(ｱ)　書面の交付義務（第３条）
(ｲ)　書類の作成・保存義務（第５条）
(ｳ)　下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
(ｴ)　遅延利息の支払義務（第４条の２）

ｂ．禁止事項

(ｱ)　受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）
(ｲ)　下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）
(ｳ)　下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）
(ｴ)　返品の禁止（第４条第１項第４号）
(ｵ)　買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）
(ｶ)　購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）
(ｷ)　報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
(ｸ)　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）
(ｹ)　割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）
(ｺ)　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）
(ｻ)　不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第４条第２項第４号）

３　参照条文

○　下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第百二十号）

（定義）

第二条　この法律で「製造委託」とは，事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品，部品，附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品，部品，附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

２～６　（略）

７　この法律で「親事業者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて，個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては，それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四　（略）

８　この法律で「下請事業者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて，前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四　（略）

９～10　（略）

（親事業者の遵守事項）

第四条　親事業者は，下請事業者に対し製造委託等をした場合は，次の各号（役務提供委託をした場合にあつては，第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～二　（略）

三　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，下請代金の額を減ずること。

四～七　（略）

２　（略）

（勧告）

第七条　（略）

２　公正取引委員会は，親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは，その親事業者に対し，速やかにその減じた額を支払い，その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り，その下請代金の額を引き上げ，又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

３　（略）

株式会社ラルズに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成２５年７月３日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，株式会社ラルズ（以下「ラルズ」という。）に対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，次のとおり，同法第２条第９項第５号（優越的地位の濫用）（注１）に該当し同法第１９条の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第２０条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第２０条の６の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

（注１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２１年法律第５１号）の施行日である平成２２年１月１日前においては平成２１年公正取引委員会告示第１８号による改正前の不公正な取引方法の第１４項。

１　違反行為者及び課徴金額

名　　称	株式会社ラルズ
所　在　地	札幌市中央区南十三条西十一丁目２番３２号
代　表　者	代表取締役　守屋　澄夫
事業の概要	食料品，日用雑貨品，衣料品等の小売業
課 徴 金 額	１２億８７１３万円

２　違反行為の概要

ラルズは，遅くとも平成２１年４月２０日以降，自社と継続的な取引関係にある納入業者（注２）のうち取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対して，次の行為を行っていた。

(1)　新規開店又は改装開店（注３）に際し，特定納入業者のうち５３名に対し，これらを実施する店舗において，当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列，補充，撤去等の作業を行わせるため，あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに，当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。

(2)ア　新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し，特定納入業者のうち５４名に対し，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，一方的に決定した額の金銭又は仕入部門ごとに設定した算出方法により算出した額の金銭を提供させていた。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局審査局第三審査上席
電話　０３－３５８１－３３９８（直通）
公正取引委員会事務総局北海道事務所第二審査課
電話　０１１－２３１－６３００（直通）
ホームページ　http://www.jftc.go.jp/

イ　「創業祭」と称するセールに際し，特定納入業者のうち８６名に対し，当該セールのためには一部しか充当しないにもかかわらず，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，当該特定納入業者からの６か月間の仕入金額に０．４５パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を，さらに，平成２３年においては，当該特定納入業者の大部分に対し，創業５０周年であることを理由に，前記料率を一方的に０．５０パーセントとして算出した額等の金銭を提供させていた。

(3)　「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ及びその関連商品（以下「スーツ等」という。）の販売に際し，仕入担当者（注４）から，特定納入業者のうち１８名に対し，特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより，スーツ等を購入させていた。

（注２）「納入業者」とは，ラルズが自ら販売する商品を，ラルズに直接販売して納入する事業者をいう。

（注３）「新規開店」とは，ラルズが，新たに店舗を設置して，当該店舗の営業を開始することをいい，「改装開店」とは，ラルズが，自社の既存の店舗について，一時的に営業を取りやめて，売場の移動，売場面積の拡縮，設備の改修その他の改装を実施した上で，当該店舗の営業を再開することをいう。

（注４）「仕入担当者」とは，ラルズの店舗で販売する商品及びその販売方針の決定並びに納入業者との間で商品の仕入れに係る商談等の業務を行うラルズの従業員をいう。

３　排除措置命令の概要

(1)　ラルズは，前記２の行為を取りやめていることを確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わないことを，取締役会において決議しなければならない。

(2)　ラルズは，前記(1)に基づいて採った措置を，納入業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3)　ラルズは，今後，前記２の行為と同様の行為を行ってはならない。

(4)　ラルズは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア　納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

イ　納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

４　課徴金納付命令の概要

ラルズは，平成２５年１０月４日までに，１２億８７１３万円を支払わなければならない。

1　本件の概要

参考

ラルズ
優越的地位の濫用
新規開店・改装開店に際し
従業員等の派遣の要請
・他社が納入する商品の陳列，補充，撤去等の作業のために
・派遣の条件についてあらかじめ合意せず
・派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せず
従業員等を派遣させて使用していた
・あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明せず
・販売促進効果等の利益を勘案せず
金銭を提供させていた
新規開店・改装開店のオープンセールの「協賛金」の名目で
協賛金の提供の要請
「創業祭」と称するセールの名目で
協賛金の提供の要請
・あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明せず
・販売促進効果等の利益を勘案せず
・平成23年においては，創業50周年であることを理由に，料率を一方的に0．50％として算出した額等の
金銭を提供させていた
・仕入担当者から，購入すべき数量を示して購入を要請する
・重ねて購入を要請するなどして
スーツ等を購入させていた
紳士服の催事セールに際し
スーツ等の購入の要請
ラルズとの取引を継続して行う立場上
要請に応じることを余儀なくされていた
特定納入業者

２　最近の優越的地位の濫用事件

件　　名 措置年月日	内　容
平成２４年（措）第６号 ㈱エディオン に対する件 平成２４年２月１６日	取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対し，搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせるため，あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく，当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 （課徴金額：４０億４７９６万円）
平成２３年（措）第１３号 日本トイザらス㈱ に対する件 平成２３年１２月１３日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して，次の行為を行っていた。 ①　売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し，当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず，当該売上不振商品等を返品していた。 ②　自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し，当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず，当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を，当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。 （課徴金額：３億６９０８万円）
平成２３年（措）第５号 ㈱山陽マルナカ に対する件 平成２３年６月２２日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して，次の行為を行っていた。 ①　新規開店等に際し，これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し，当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について，商品の移動等の作業を行わせるため，その従業員等を派遣させていた。 ②　新規開店等に際し，特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がないなどにもかかわらず，金銭を提供させていた。 ③　自社の食品課が取り扱っている商品（以下「食品課商品」という。）のうち，自社が独自に定めた販売期限を経過したものについて，当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し，当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず，返品していた。 ④　食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品のうち，全面改装に伴う在庫整理等を理由として割引販売を行うこととしたものについて，これらの商品を納入した特定納入業者に対し，当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず，当該割引販売において割引した額に相当する額等を，当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。 ⑤　クリスマス関連商品の販売に際し，仕入担当者から，懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示するなどの方法により，クリスマス関連商品を購入させていた。 （課徴金額：２億２２１６万円）
平成２２年（措）第１７号 ロイヤルホームセンター㈱ に対する件 平成２２年７月３０日	納入業者に対し ①　遅くとも平成１８年１１月２３日以降，店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ②　遅くとも平成１８年１１月２３日以降，店舗の開店若しくは閉店，全面改装又は棚替えに際し，当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について，売場への搬入，陳列，撤去，売場からの搬出等の作業を行わせるため，その従業員等を派遣させていた。

３　参照条文

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条　（略）

②～⑧　（略）

⑨　この法律において「不公正な取引方法」とは，次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四　（略）

五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，次のいずれかに該当する行為をすること。

イ　継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して，当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ　継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ　（略）

六　（略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条　事業者は，不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第七条　（略）

②　公正取引委員会は，第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても，特に必要があると認めるときは，第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い，次に掲げる者に対し，当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし，当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは，この限りでない。

一　当該行為をした事業者

二～四　（略）

第二十条　（略）

②　第七条第二項の規定は，前条の規定に違反する行為に準用する。

〔優越的地位の濫用に係る課徴金〕

第二十条の六　事業者が，第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて，継続してするものに限る。）をしたときは，公正取引委員会は，第八章第二節に規定する手続に従い，当該事業者に対し，当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは，当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における，当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定

める方法により算定した購入額とし，当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし，その額が百万円未満であるときは，その納付を命ずることができない。

【参考】　平成２１年独占禁止法改正法附則第５条（課徴金に関する経過措置）の規定により，違反行為のうち，平成２２年１月１日前に係るものについては，課徴金の納付を命ずることができない。

平成２１年独占禁止法改正法附則（抄）

（課徴金に関する経過措置）

第五条　新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において，当該違反行為が施行日前に開始され，施行日以後になくなったものであるときは，当該違反行為のうち施行日前に係るものについては，課徴金の納付を命ずることができない。

○　平成２１年独占禁止法改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔定義〕

第二条　（略）

②～⑧　（略）

⑨　この法律において「不公正な取引方法」とは，次の各号のいずれかに該当する行為であつて，公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち，公正取引委員会が指定するものをいう。

一～四　（略）

五　自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六　（略）

○　平成２１年公正取引委員会告示第１８号による改正前の不公正な取引方法（抄）

（優越的地位の濫用）

14　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一　継続して取引する相手方に対し，当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

二　継続して取引する相手方に対し，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させること。

三～五　（略）

４　優越的地位の濫用に係る課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は，事業者が独占禁止法第１９条の規定に違反する行為（第２条第９項第５号に該当するもの〔優越的地位の濫用〕であって，継続してするものに限る。以下「違反行為」という。）をした場合，当該事業者に対して，課徴金を国庫に納付することを命ずる（第２０条の６）。

（注１）違反行為について第２０条の６の規定による課徴金の納付を命ずる場合において，当該違反行為が平成２１年独占禁止法改正法の施行日（平成２２年１月１日。以下「施行日」という。）前に開始され，施行日以後になくなったものであるときは，当該違反行為のうち施行日前に係るものについては，課徴金の納付を命ずることができない（平成２１年独占禁止法改正法附則第５条）。

（注２）違反行為をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は，合併後存続し，又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第２０条の７，第７条の２㉔）。また，課徴金納付命令を受ける前に，違反行為をした法人が調査開始日以後において子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し，又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割により当該事業の全部を承継させ，かつ，合併以外の事由により消滅した場合は，当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第２０条の７，第７条の２㉕※）。

※　第２０条の７において準用する第７条の２㉕の規定は，施行日以後に立入検査が行われた場合（立入検査が行われなかったときは，課徴金納付命令の事前通知が行われた場合）に適用される（平成２１年独占禁止法改正法附則第６条④）。

(2) 課徴金額の計算

課徴金額は，違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間（最長３年間）における，当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額（当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額）に課徴金算定率（一律１％）を乗じて計算する。

（注）課徴金額が１００万円未満であるときは，課徴金の納付をすることができない（第２０条の６）。また，課徴金額に１万円未満の端数があるときは，切捨てとなる（第２０条の７，第７条の２㉓）。

別添

平成２５年（措）第９号

排　除　措　置　命　令　書

札幌市中央区南十三条西十一丁目２番３２号
株式会社ラルズ
同代表者　代表取締役　守　屋　澄　夫

公正取引委員会は，上記の者に対し，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第２０条第２項の規定に基づき，次のとおり命令する。

なお，主文及び理由中の用語のうち，別紙「用語」欄に掲げるものの定義は，別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主　　文

１　株式会社ラルズ（以下「ラルズ」という。）は，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

⑴　遅くとも平成２１年４月２０日以降，自社と継続的な取引関係にある納入業者のうち別表記載の者（以下「特定納入業者」という。）に対して行っていた次の行為を取りやめていることを確認すること

ア　新規開店又は改装開店に際し，特定納入業者のうち５３名に対し，これらを実施する店舗において，当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列，補充，撤去等の作業を行わせるため，あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに，当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた行為

イ㋐　新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し，特定納入業者のうち５４名に対し，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該

特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，一方的に決定した額の金銭又は仕入部門ごとに設定した算出方法により算出した額の金銭を提供させていた行為

(ｲ) 「創業祭」と称するセールに際し，特定納入業者のうち８６名に対し，当該セールのためには一部しか充当しないにもかかわらず，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，当該特定納入業者からの６か月間の仕入金額に０．４５パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を，さらに，平成２３年においては，当該特定納入業者の大部分に対し，創業５０周年であることを理由に，前記料率を一方的に０．５０パーセントとして算出した額又は前記料率により算出した額に一方的に決定した額を加えた額等の金銭を，それぞれ提供させていた行為

ウ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ及びその関連商品（以下「スーツ等」という。）の販売に際し，仕入担当者から，特定納入業者のうち１８名に対し，特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入の要請を受けたにもかかわらず購入をしていない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより，スーツ等を購入させていた行為

(2) 今後，前記(1)の行為と同様の行為を行わないこと

2 ラルズは，前項に基づいて採った措置を，納入業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

３　ラルズは，今後，第１項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

４　ラルズは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず，かつ，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1)　納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

(2)　納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

５(1)　ラルズは，第１項，第２項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(2)　ラルズは，前項(2)に基づいて講じた措置の実施内容を，今後３年間，毎年，公正取引委員会に報告しなければならない。

理　　由

第１　事実

１(1)　ラルズは，肩書地に本店を置き，北海道の区域において，「ビッグハウス」，「ラルズマート」，「スーパーアークス」，「ラルズストア」，「ホームストア」，「ラルズプラザ」，「ファミリープラザ」又は「フレッティ」と称する店舗を運営し，食料品，日用雑貨品，衣料品等の小売業を営む者である。

(2)　ラルズは，自社の店舗で販売する商品のほとんど全てを納入業者から買取りの方法で仕入れており，仕入担当者が，納入業者との間で商談を行い，事前に当該商品の仕入価格等の取引条件を決定していた。納入業者は，食料品，日用雑貨品，衣料品等の製造業者又は卸売業者であり，その多くが北海道の区域に本店又は支店等の事業所を置いて事業を行っていた。

(3)ア　ラルズの事業年度は毎年３月１日から始まり翌年２月末日に終わるところ，平成２１年２月期から平成２４年２月期までの各事業年度におけるラ

ルズの売上高は１０００億円を超えて推移しており，これら各事業年度における売上高は年々増加していた。また，これら各事業年度におけるラルズの売上高は，食料品等の小売業を営む事業者の北海道の区域内における売上高の順位において，いずれも，第３位であった。

イ　特定納入業者の中には，平成２１年４月２０日から平成２４年３月１３日までの間において，当該特定納入業者の総売上高に占めるラルズに対する売上高の割合が高い又はラルズに対する売上高が大きい者が存在していた。

ウ　特定納入業者の中には，前記イの期間において，他の事業者との取引を開始又は拡大することにより，ラルズに対する売上高と同額又はそれ以上の額の売上高を確保することが困難な者が存在していた。

エ　特定納入業者の中には，前記イの期間において，ラルズと取引がある自社の支店等の事業所が自社にとって重要な拠点であって，当該事業所の売上高に占めるラルズに対する売上高の割合が高い者が存在していた。

オ　特定納入業者は，前記イの期間において，前記アからエまでの事情等により，ラルズとの取引の継続が困難になれば事業経営上大きな支障を来すこととなり，このため，ラルズとの取引を継続する上で，ラルズからの不利益な要請を受け入れざるを得ないような立場にあり，その取引上の地位はラルズに対して劣っていた。

２　ラルズは，遅くとも平成２１年４月２０日以降，特定納入業者に対して，次の行為を行っていた。

⑴　新規開店又は改装開店に際し，特定納入業者の過半に対し，これらを実施する店舗において，当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列，補充，撤去等の作業を行わせるため，あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，仕入担当者から，直接又は他の納入業者を通じて，これらの作業を行う店舗，日時等を連絡し，その従業員等を派遣するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は，ラルズとの取引を継続して行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされ，その従業員等を派遣していた。また，ラルズは，当該派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担していなかった。

この行為によって，ラルズは，特定納入業者のうち５３名に対して，平成２１年４月２０日から平成２４年３月１３日までの間に新規開店又は改装開店を実施した１５店舗に，少なくとも延べ１，８００人の従業員等を派遣させて使用していた。

なお，ラルズは，特定納入業者に従業員等の派遣を要請する際，特定納入業者に対し，「店舗応援のお願い」と題する要請文書及び特定納入業者が当該要請に対する派遣の可否を回答するための「応援回答書」と題する文書を配布していたが，「店舗応援のお願い」と題する要請文書については，作業を行う期間等の派遣の条件を明示していなかった場合が多く，また，「応援回答書」と題する文書については，特定納入業者が当該派遣を行った日以降に当該文書により当該派遣に応じる旨の回答の提出を受けていた場合が多いなどの事実からすれば，これらの文書をもって特定納入業者との間であらかじめ派遣の条件について合意したとは認められない。さらに，ラルズは，これらの文書を配布する際，特定納入業者に対し，派遣に係る費用の請求をラルズに行うための「請求書」と題する文書を配布していたが，当該費用を請求することは特定納入業者にとってラルズとの取引を継続する上で困難であろうと認識しており，実際にも，ほとんど全ての場合において，特定納入業者はラルズに当該費用の請求を行っていなかった。

⑵ア　新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し，仕入担当者から，特定納入業者の過半に対し，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，一方的に決定した額の金銭又は仕入部門ごとに設定した算出方法により算出した額の金銭の提供を要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は，ラルズとの取引を継続して行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされ，金銭を提供していた。

この行為によって，ラルズは，特定納入業者のうち５４名に対して，平成２１年４月２０日から平成２４年３月１３日までの間に，新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し，少なくとも総額７６００万円に相当する金銭を提供させていた。

イ　毎年，９月頃から１１月頃に実施する「創業祭」と称するセールに際し，仕入担当者から，特定納入業者のほとんど全てに対し，当該セールのため

には一部しか充当しないにもかかわらず，当該セールの「協賛金」の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに，当該特定納入業者からの６か月間の仕入金額に０．４５パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供するよう要請していた。さらに，平成２３年においては，仕入担当者等から，当該特定納入業者の大部分に対し，創業５０周年であることを理由に，前記料率を一方的に０．５０パーセントとして算出した額又は前記料率により算出した額に一方的に決定した額を加えた額等の金銭を提供するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は，ラルズとの取引を継続して行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされ，金銭を提供していた。

この行為によって，ラルズは，特定納入業者のうち８６名に対して，平成２１年４月２０日から平成２４年３月１３日までの間に，「創業祭」と称するセールに際し，少なくとも総額３億３０００万円に相当する金銭を提供させていた。

⑶　毎年，３月頃及び９月頃に実施する「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し，あらかじめ仕入部門ごとに納入業者等に対する販売目標を設定した上で，仕入担当者から，特定納入業者の一部に対し，当該販売目標を達成するために

ア　特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する

イ　当該販売目標に対する達成状況及び既に購入した特定納入業者の名称等を記載した一覧表を定期的に作成するなどし，これらに基づき，購入の要請を受けたにもかかわらず購入をしていない特定納入業者等に対しては，重ねて購入を要請する

ことなどにより，スーツ等を購入するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は，ラルズとの取引を継続して行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされ，スーツ等を購入していた。

この行為によって，ラルズは，特定納入業者のうち１８名に対して，平成２１年４月２０日から平成２４年３月１３日までの間に，少なくとも総額１９０万円に相当するスーツ等を購入させていた。

３　本件について，公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，ラルズは，平成２４年３月１４日以降，前記２の行為を取りやめている。

第２　法令の適用

前記事実によれば，ラルズは，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引する相手方に対して，当該取引に係る商品以外の商品を購入させ，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させていたものであって，この行為は，独占禁止法第２条第９項第５号イ及びロ（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２１年法律第５１号）の施行日である平成２２年１月１日前においては平成２１年公正取引委員会告示第１８号による改正前の不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）の第１４項第１号及び第２号）に該当し，独占禁止法第１９条の規定に違反するものである。このため，ラルズは，独占禁止法第２０条第２項において準用する独占禁止法第７条第２項第１号に該当する者である。また，違反行為が長期間にわたって行われていたこと，違反行為の取りやめが公正取引委員会の審査開始を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，ラルズに対し，独占禁止法第２０条第２項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成２５年７月３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　杉　　本　　和　　行

委　員　　濵　　田　　道　　代

委　員　　小田切　　宏　　之

委　員　　幕　　田　　英　　雄

委　員　　山　　﨑　　　　恒

【別表については添付省略】

7

別紙

番号	用語	定義
1	納入業者	株式会社ラルズ（以下「ラルズ」という。）が自ら販売する商品を，ラルズに直接販売して納入する事業者
2	新規開店	ラルズが，新たに店舗を設置して，当該店舗の営業を開始すること
3	改装開店	ラルズが，自社の既存の店舗について，一時的に営業を取りやめて，売場の移動，売場面積の拡縮，設備の改修その他の改装を実施した上で，当該店舗の営業を再開すること
4	仕入担当者	ラルズの店舗で販売する商品及びその販売方針の決定並びに納入業者との間で商品の仕入れに係る商談等の業務を行うラルズの従業員

ニホンウナギの表示等について

－水産庁漁政部加工流通課－

25水漁第387号
平成25年5月30日

（一社）日本加工食品卸協会々長　殿

水産庁漁政部加工流通課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

ニホンウナギ（*Anguilla japonica*）の表示等について

日頃より、水産行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

魚介類の名称表示については、水産加工食品の原材料としての名称表示も含め、「魚介類の名称のガイドライン」（平成19年7月水産庁作成）において標準和名を基本として表示することとしています。

今般、我が国のウナギ養殖で主に利用されるウナギの在来種（学名 *Anguilla japonica*）については、標準和名が、「ウナギ」から「ニホンウナギ」に変更されました。

このため、消費者へ正確な情報を提供するためにも、ウナギの在来種（学名 *Anguilla japonica*）及び当該種を使用したウナギ加工品の原材料名については、標準和名である「ニホンウナギ」と表示することを推奨いたします。

つきましては、関係者へ周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成25年5月30日

関係各位

水産庁加工流通課企画調査班

ニホンウナギの表示についての通知について（お問合せ先等）

平素より、農林水産行政にご理解、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

この度は、ウナギ（*Anguilla japonica*）の標準和名変更を受け、「ニホンウナギ」表示を推奨する通知を発出したところです。

実際の表示等に際して、疑義等発生しましたら、下記にお問合せください。

なお、この度の通知の発出にあたりましては、消費者庁等 JAS 法関係部局と調整済みであり、消費者庁から都道府県関係部局等へも通知しておりますことを申し添えます。

お問合せ先

水産庁漁政部加工流通課企画調査班
電話　０３－３５９１－５６１２（直通）
FAX　０３－３５０８－１３５７

ニホンウナギ(*Anguilla　japonica*)の表示方法に係るQ&A

（問１）平成25年５月にニホンウナギ（*Anguilla japonica*)の表示方法に関する課長名通知が出されたが、何が変わったのか。

（答え）

魚介類の名称表示に関するルール等に変更はありません。

ウナギの在来種であるジャポニカ種（学名*Anguiila japonica*）の標準和名が「ニホンウナギ」に改正されたため、ジャポニカ種及び当該種を使用したウナギ加工品の原材料名については、「ニホンウナギ」と表示することを推奨したものです。

なお、「ウナギ」は広く一般的に使用されている名称であることから、消費者及び事業者等が混乱することのないよう、これまでどおり、生鮮ウナギの名称又はウナギ加工品の原材料名として「ウナギ」と表示することも可能です。

（問２）なぜジャポニカ種を表示する際の名称が変更されたのか。

（答え）

これまで、「ウナギ」という名称はウナギ属（*Anguilla*属）全般を示す一般的名称であると同時に、ジャポニカ種（*Anguilla japonica*）の標準和名でもありました。

このため、「ウナギ」と表示すると、ジャポニカ種の標準和名を表示しているのか、ウナギ属全般を示す一般的名称を表示しているのか区別できない状況にありました。

この状況を解決するため、標準和名の整理が行われ、ジャポニカ種の標準和名が「ニホンウナギ」とされたところです。

（問３）国内で流通しているウナギは、全てニホンウナギなのか。

（答え）

ニホンウナギ以外の種の流通もありますので、全てがニホンウナギとは限りません。

（問４）国内の養殖ウナギは、全てニホンウナギなのか。

（答え）

ニホンウナギ以外の種の稚魚を輸入して国内で養殖するケースもあるので、全てがニホンウナギとは限りません。

（問５）国内で養殖したウナギ、或いは国内の養殖場から仕入れたウナギであれば全て「ニホンウナギ」と表示してよいか。

（答え）

「ニホンウナギ」は特定の種であるジャポニカ種を指す標準和名ですので、日本産であっても、ジャポニカ種と確認できないウナギを「ニホンウナギ」と表示することは不適切です。事前に十分確認の上、表示するようにしてください。

（問６）ジャポニカ種は「ニホンウナギ」と表示しなくてはなりませんか。

（答え）

ジャポニカ種については「ニホンウナギ」表示を推奨しますが、従来どおり「ウナギ」と表示することも可能です。

なお、原産地の表示は引き続き必要であり、例えば商品のラベル等における名称・原産地表示は、次のようになります。

（例）

１．国内（A県）で養殖されたジャポニカ種

「ニホンウナギ（A県産）」、「ウナギ（A県産）」等

２．外国（B国）から輸入されたジャポニカ種

「ニホンウナギ（B国産）」、「ウナギ（B国産）」等

※「ニホンウナギ」という名称は、日本で養殖（又は漁獲）した旨を示すものではなく、ジャポニカ種の標準和名を示すものです。ニホンウナギは、日本を含む東アジアに分布しており、日本の固有種ではありません。

（問７）複数の種類が「ウナギ」と表示可能なのはおかしいのではないか。

（答え）

「ウナギ」はウナギ属全般を示す一般的名称として使用されてきていることから、ウナギ属に属するもの及びそれらを使用したウナギ加工品について、事実に即して「ウナギ」と名称表示や原材料名表示をすることに問題はありません。

（問８）ウナギを輸入した際に、「Ｅｅｌ」（ウナギ）としか記載されていなかった場合、「ニホンウナギ」と表示してよいか。

（答え）

ジャポニカ種であることが確認できた場合は、「ニホンウナギ」と表示できますが、それ以外の場合は実際の種が確認できた場合はその名称（「和名」又は「一般名称＋種小名」）、確認できない場合は総称としての「ウナギ」表示が適当と考えます。

なお、ジャポニカ種以外のウナギを使用したウナギ加工品に「ニホンウナギ」を使用したかのように表示することはＪＡＳ法違反となりますのでご注意ください。

（問９）今回の通知への対応について、猶予期間は設けられないのか。

（答え）

この度の通知は、ジャポニカ種をその他の種と区別することを推奨するものであり、ジャポニカ種について「ニホンウナギ」表示を義務付ける類のものではありません。このため、この通知については特に猶予期間は設けません。

食品業界におけるコンプライアンスの徹底について

－農林水産省食糧産業局－

平成25年５月10日
農林水産省食料産業局
企画課食品企業行動室

食品事業者団体　各位

食品業界におけるコンプライアンスの徹底について

日頃から、会員等企業に対するコンプライアンスの徹底の御指導、また、このたびの、各食品事業者団体及び会員等企業に対するコンプライアンスに関する取組状況調査に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、食品関係事業者による関係法令の遵守及び社会倫理に適合した取組を一層促進するため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～５つの基本原則～」を平成20年３月25日に策定しました。また、あわせて、各食品事業者団体に対して、各団体ごとに「信頼性自主行動計画」を策定するとともに、会員等企業に対するコンプライアンスの徹底を御指導いただく旨の要請を行ってきたところです。

その結果、今般御協力いただいた取組状況調査では、別紙のとおり、中小食品事業者における「企業行動規範」の策定率は約 79%、24 年度内策定予定を含めて約80%となりました。

しかしながら、食品業界では、いまだに食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が起こっております。企業行動規範は、策定するだけではなく、企業内へ周知・浸透させ、随時不十分な項目がないか点検を行い、改善するというPDCAサイクルを徹底することが何よりも重要ですが、定期的に見直し・改善を実施している割合は、中小企業では約24%、大企業でも約34%でした。各食品事業者団体におかれましては、自主行動計画に基づき、会員等企業に対しコンプライアンスの徹底や企業行動規範の点検・改善等について、より一層御指導いただきたくお願い申し上げます。

また、今後も、我が国食品産業全体の底上げに向けて、企業行動規範等の策定及び点検・改善の実施等の取組状況について調査をお願いしたいと考えております。引き続きの御協力を重ねてお願いいたします。

別紙

平成 24 年度 食品関係事業者の企業行動規範等策定状況アンケート調査 集計結果

○「企業行動規範」について

全体

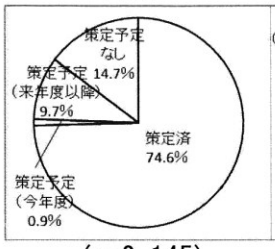

(n=2,145)

大企業

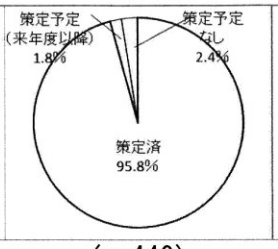

(n=449)

中小企業

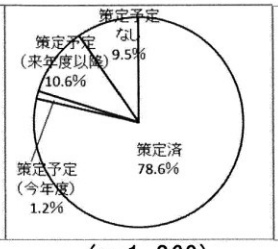

(n=1,269)

小規模事業者

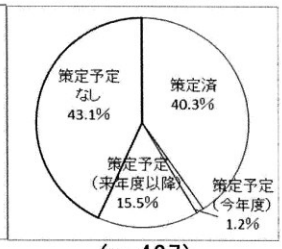

(n=427)

(参考)「企業行動規範」策定済企業における「見直し・改善」実施状況について

全体

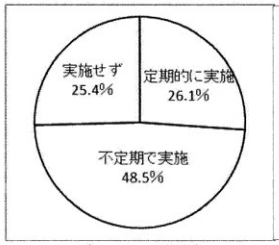

(n=1,463)

大企業

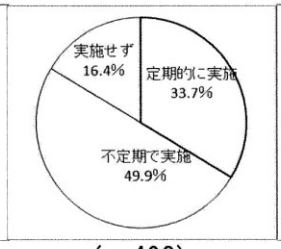

(n=403)

中小企業

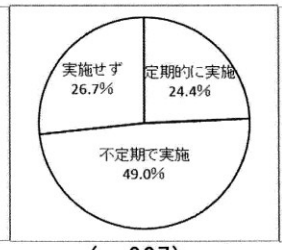

(n=907)

小規模事業者

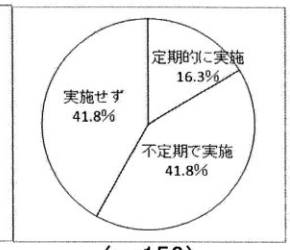

(n=153)

○「品質管理マニュアル・衛生管理マニュアル」について

全体

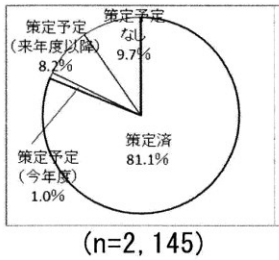

(n=2,145)

大企業

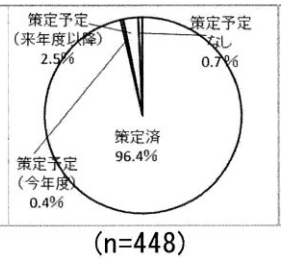

(n=448)

中小企業

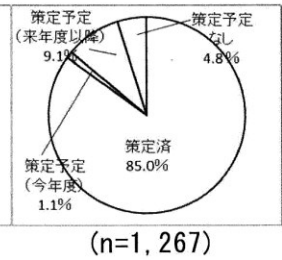

(n=1,267)

小規模事業者

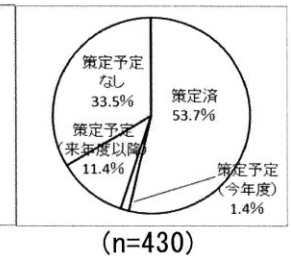

(n=430)

○「事故対応マニュアル」の策定状況について

全体

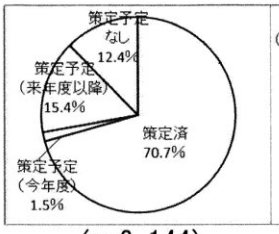

(n=2,144)

大企業

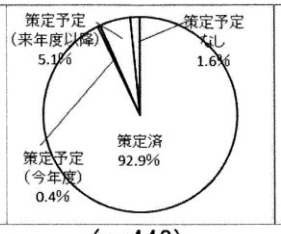

(n=448)

中小企業

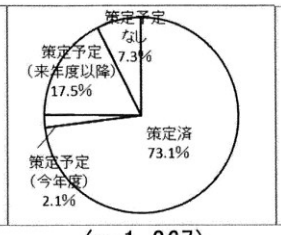

(n=1,267)

小規模事業者

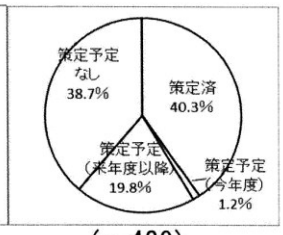

(n=429)

○「内部通報制度」について

全体

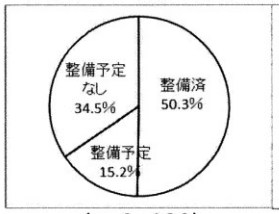

(n=2,128)

大企業

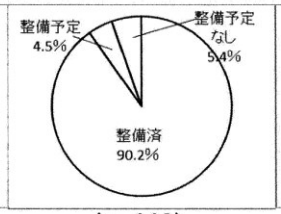

(n=448)

中小企業

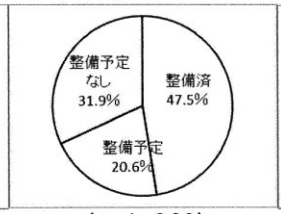

(n=1,260)

小規模事業者

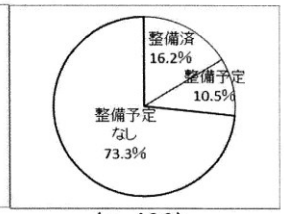

(n=420)

平成24年度　食品関係事業者の企業行動規範等策定状況アンケート調査　集計結果表

団体名：（一社）日本加工食品卸協会

○企業行動規範の有無について

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	21社 （87.5%）	0社 （0.0%）	0社 （0.0%）	3社 （12.5%）	24社 （100.0%）
大企業	17社 （89.5%）	1社 （5.3%）	0社 （0.0%）	1社 （5.3%）	19社 （100.0%）
計	38社 （88.4%）	1社 （2.3%）	0社 （0.0%）	4社 （9.3%）	43社 （100.0%）

（参考）全体集計

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	172社 （40.3%）	71社 （16.6%）	5社 （1.2%）	184社 （43.1%）	427社 （100.0%）
中小企業	998社 （78.6%）	150社 （11.8%）	15社 （1.2%）	121社 （9.5%）	1,269社 （100.0%）
大企業	430社 （95.8%）	8社 （1.8%）	0社 （0.0%）	11社 （2.4%）	449社 （100.0%）
計	1,600社 （74.6%）	229社 （10.7%）	20社 （0.9%）	316社 （14.7%）	2,145社 （100.0%）

○企業行動規範策定済企業における見直し・改善実施状況について

	定期的に実施	不定期で実施	実施せず	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	6社 （31.6%）	8社 （42.1%）	5社 （26.3%）	19社 （100.0%）
大企業	2社 （13.3%）	7社 （46.7%）	6社 （40.0%）	15社 （100.0%）
計	8社 （23.5%）	15社 （44.1%）	11社 （32.4%）	34社 （100.0%）

（参考）全体集計

	定期的に実施	不定期で実施	実施せず	計
小規模事業者	25社 （16.3%）	64社 （41.8%）	64社 （41.8%）	153社 （100.0%）
中小企業	221社 （24.4%）	444社 （49.0%）	242社 （26.7%）	907社 （100.0%）
大企業	136社 （33.7%）	201社 （49.9%）	66社 （16.4%）	403社 （100.0%）
計	382社 （26.1%）	709社 （48.5%）	372社 （25.4%）	1,463社 （100.0%）

○品質管理マニュアル・衛生管理マニュアルの有無について

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	13社 (54.2%)	6社 (25.0%)	0社 (0.0%)	5社 (20.8%)	24社 (100.0%)
大企業	17社 (89.5%)	1社 (5.3%)	0社 (0.0%)	1社 (5.3%)	19社 (100.0%)
計	30社 (69.8%)	7社 (16.3%)	0社 (0.0%)	6社 (14.0%)	43社 (100.0%)

（参考）全体集計

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	231社 (53.7%)	55社 (12.8%)	6社 (1.4%)	144社 (33.5%)	430社 (100.0%)
中小企業	1,077社 (85.0%)	129社 (10.2%)	14社 (1.1%)	61社 (4.8%)	1,267社 (100.0%)
大企業	432社 (96.4%)	13社 (2.9%)	2社 (0.4%)	3社 (0.7%)	448社 (100.0%)
計	1,740社 (81.1%)	197社 (9.2%)	22社 (1.0%)	208社 (9.7%)	2,145社 (100.0%)

○事故対応マニュアルの有無について

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	15社 (62.5%)	3社 (12.5%)	1社 (4.2%)	6社 (25.0%)	24社 (100.0%)
大企業	17社 (89.5%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	2社 (10.5%)	19社 (100.0%)
計	32社 (74.4%)	3社 (7.0%)	1社 (2.3%)	8社 (18.6%)	43社 (100.0%)

（参考）全体集計

	策定済	策定予定	うち24年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	173社 (40.3%)	90社 (21.0%)	5社 (1.2%)	166社 (38.7%)	429社 (100.0%)
中小企業	926社 (73.1%)	248社 (19.6%)	26社 (2.1%)	93社 (7.3%)	1,267社 (100.0%)
大企業	416社 (92.9%)	25社 (5.6%)	2社 (0.4%)	7社 (1.6%)	448社 (100.0%)
計	1,515社 (70.7%)	363社 (16.9%)	33社 (1.5%)	266社 (12.4%)	2,144社 (100.0%)

○内部通報制度の有無について

	整備済	整備予定	整備予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	15社 （62.5%）	4社 （16.7%）	5社 （20.8%）	24社 （100.0%）
大企業	18社 （94.7%）	0社 （0.0%）	1社 （5.3%）	19社 （100.0%）
計	33社 （76.7%）	4社 （9.3%）	6社 （14.0%）	43社 （100.0%）

（参考）全体集計

	整備済	整備予定	整備予定なし	計
小規模事業者	68社 （16.2%）	44社 （10.5%）	308社 （73.3%）	420社 （100.0%）
中小企業	599社 （47.5%）	259社 （20.6%）	402社 （31.9%）	1,260社 （100.0%）
大企業	404社 （90.2%）	20社 （4.5%）	24社 （5.4%）	448社 （100.0%）
計	1,071社 （50.3%）	323社 （15.2%）	734社 （34.5%）	2,128社 （100.0%）

食品のリコール社告

－農林水産省 消費・安全局表示・規格課－

リコールは、商品の欠陥などによる事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への注意喚起や回収等を行うことです。

消費者への事故を防止するためには、迅速かつ的確に、新聞やホームページなどの媒体を通じて、適切なリコール社告を行うことにより、消費者に対して商品の欠陥などについての情報を伝えることが非常に重要です。

このため、平成 20 年 6 月に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104：2008。以下「リコール社告 JIS」という。*）が制定されており、消費者にとって分かりやすさを重視して定められたものとして、食品のリコール社告を出す際にも非常に参考となると考えております。

つきましては、リコール社告 JIS*を参考に食品のリコール社告の記載例を作成いたしましたので、食品のリコール社告を出す際にご活用下さい。

・食品のリコール社告記載例（PDF：107KB）

〈＊参考〉
リコール社告 JIS は、日本工業標準調査会の JIS 検索ページから検索してご覧下さい。
検索は、JIS 規格番号「S0104」または JIS 規格名称「リコール社告」で検索下さい。
・日本工業標準調査会の JIS 検索（外部リンク）

―お問い合わせ先―
消費・安全局表示・規格課
担当者：生産・流通行程規格班
代表：03-3502-8111（内線 4550）
ダイヤルイン：03-3502-5716

リコール社告は、消費者に危険性等のメッセージを伝え、危険回避のための行動をとってもらうことが最大の目的です。新聞社告やホームページへの社告は、告知方法の1つではありますが、新聞へのリコール社告を出す際に、より消費者にとって分かりやすいものとして伝え被害の未然防止に資するため、リコール社告JISを参考に、食品リコール（回収）における記載例を作成しましたので、ご活用下さい。

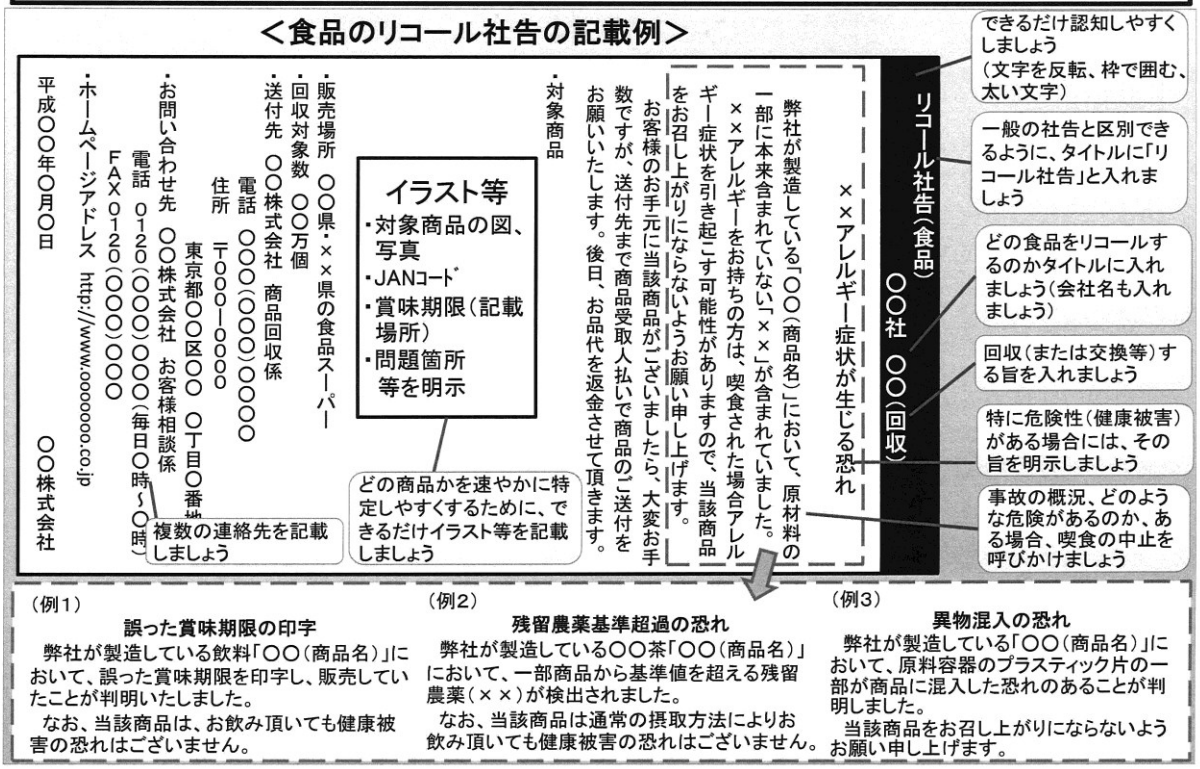

グループ別の研究成果を発表

－2012年度 卸研研究委員会開催－

－（一財）流通システム開発センター－

情報志向型卸売業研究会（卸研）は、初の試みとして、研究委員会の総括として、さる３月29日（金）、グループ別の研究成果発表会を開催した。

研究委員会は、卸研事業の中でも中核事業で、６月より翌２月まで、毎月１回、５つのグループに分かれて検討を行なってきた。

本年度の卸研研究委員会は、「社会インフラとしての卸機能の高度化を目指して」を年間テーマに、A. 卸売業の情報システム面でのBCP/BCM、B. 卸売業の物流面でのBCP/BCM、C. 新しいIT（スマートデバイス）の活用、d. 新しいIT（SNS：ソーシャルネットワークサービス）の活用、E. 流通BMSの標準運用への提案と啓蒙の５つグループに分かれて、研究を進めてきた。

各グループの報告書から抜粋した主な内容は以下の通りである。

Aグループ：卸売業の情報システム面でのBCP/BCM

東日本大震災から２年が経過し、BCP/BCMは企業として取り組まなくてはならない必須のテーマとなった。BCP/BCMは本格的に検討されるようになり、各企業におけるBCP/BCMの理解・認識および策定内容は詳細化している。また、各企業とも、企業としてどこまで対策を拡充していくのか、模索している様子である。

上記をふまえ、2011年度のBCP/BCM検討チームは「東日本大震災の影響や対応」という観点でアンケート調査を行なったが、2012年度は「各企業において、情報システム関連で具体的にどのような取り組みを行なっているか」という観点で正会員20社を対象にアンケート調査を行ない、今後のBCP/BCM策定、あるいは参考資料として有用な資料を纏めることとした。

Bグループ：卸売業の物流面でのBCP/BCM

2011年３月11日に起きた「東日本大震災」中間流通を担う卸売業は想定外の事象に対応しながら商品を避難地の小売業店頭に届けることができたと思っている。またその中で商品調達/物流機能を回復させ商品を届けることが卸売業の使命であると再認識した。

前年度の研究委員会では上記機能の重要性を認識し、BCP/BCMの策定・見直しをする上での参考資料を取り纏めた。

今年度、更に検討内容を絞り深く掘り下げ「卸売業の物流面でのBCP/BCM」という研究テーマを掲げ「商品調達/物流機能を回復させ商品を届けることが卸売業の使命である」ということに焦点を当て、実現する為に、各卸の課題に対しての対策を検討した。

Cグループ：新しいIT（スマートデバイス）の活用

卸機能の高度化を目指して、新しいITとしてトレンドであるスマートデバイスを、今後どう活用していくべきかという観点から考察した。

このスマートデバイスに関しては昨年度Aグループでも研究されたテーマで、その後の状況確認を含め再度アンケートを実施した。昨年同様にアクションを起こしている企業は半数以上ではあるが、「若干の進捗あり」にとどまっている。

懸念されている点として「セキュリティ対策」や「デバイス自体の問題」などがあげられているが、この点についてはビジネス向けに日々進化し充実されている。

コスト面についてもMDMシステムで安全対策をとったBYOD採用などは、企業側としてメリットがある。

流通業を取り巻く環境は大きく変化していく中、社内業務処理改善や顧客への迅速な対応は卸としての使命である。考察してきた『利用シーン』に応じたスマートデバイスの活用は「時間効率向上」「顧客接点の向上」など今後期待できる効果は大きいと考える。

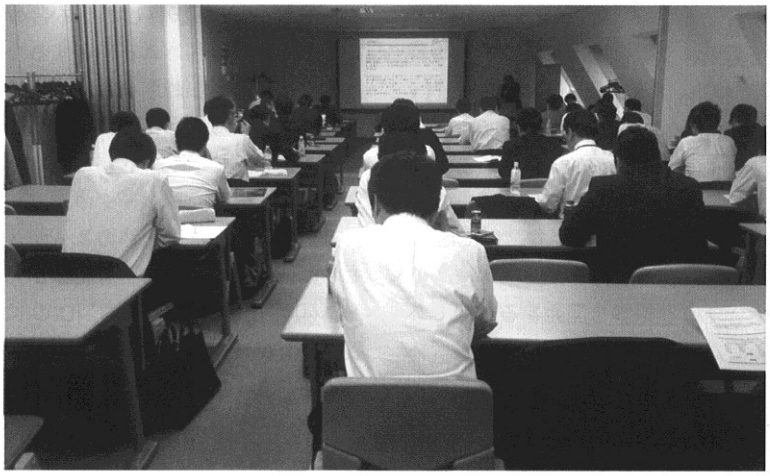

Dグループ：新しいIT（SNS：ソーシャルネットワークサービス）の活用

SNSは、人と人とのつながりをオープンに行うことは得意な面であり、ビジネス利用としては社内・外部とのメールに変わる新しい媒体という考えも出始めている。

今までのグループウェアでは、掲示板・電子会議などでは情報の流れが一方的であったり、ごく限られた範囲での情報交換としてしか活用できなかった。しかし、SNSは双方向という特徴から、いろいろな情報の風通しを良くし、社員同士のコミュニケーションも活発になると考えられる。より有効に情報活用できることを期待し、実際に導入している企業もある。但し課題として、利用者を増加させるためには自由度が必要で、経営層の理解も必要になる。

社外利用としてのSNSでは、不用意な発言などで炎上・企業(個人)たたきが発生することもあり、外部への情報発信には十分な注意が必要で、ガイドラインの策定が必須である。また、仮に炎上した場合、早急に火消しをする必要があるため、火消し専任者を事前に任命しておくと良いことも分かった。

企業間同士の専用SNSを利用する場合は、閉じられた環境が必要になることと、社外に出ることもあるためアップするデータの公開内容は精緻に管理する必要がある。

利用方法として、社内向け、卸企業間同士、卸とメーカー、一般消費者向けと多岐に渡った利用が見込まれるが、それぞれ求められる機能が異なるため、目的に合致したサービスを選択する必要がある。

SNSは爆発的に会員数を伸ばし、新しいサービスも出てきており、新しい社会インフラとしての地位を得る可能性を秘めている。今後ますます卸としてその必要性が増すことが想定され、社内外で活用していくことが卸売業の今後の発展につながると考えられる。動向を観察し、利用方法について引き続き検討する必要がある。

Eグループ：流通BMSの標準運用への提案と啓蒙

流通BMSを社会インフラとしていくことは、中間流通業である我々卸売業においても、大きな使命である。製造業様・小売業様と共にサプライチェーン全体を効率化させ、産業の競争力と顧客価値を高めていくことが、最終的に消費者の満足度と安心感の向上につながると考えている。

流通BMSは、「通信インフラの標準化」・「メッセージフォーマットの統一」・「ペーパーレス化」、この3つを「目標」に始まった。しかし、導入が進む中で、旧来のJCA手順の置き換えに留まっていたり、業務プロセスを変えるまでには至らず、オフライン（手入力分）の対応や個別の納品帳票の出力など、標準外利用になっているケースも見受けられる。この個別仕様に対応することは、システム開発や運用においても、負担増(コスト増)になっている。

Eグループでは、標準利用の理解を深め、流通BMSの導入の拡大を推進していくため、各社の状況と課題を共有し、より具体的な内容を検討していくことで提案と啓蒙へつなげることとした。

小売業様からの流通BMSに切り替えるというアプローチに対して、自社の営業窓口の流通BMSの理解度のレベル向上、そして同様にシステム部門の理解度のレベル向上と、個別対応をそのまま受けるというスタンスの変革が、卸売業各社に共通した課題にもなっている。

流通BMSの導入を進めるにあたり、卸売業発で導入に向けたアプローチと改善提案に向けた踏み込みの少なさが、標準運用の推進と定着、普及推進そのものの進捗にも影響する一つの要因になっていると感じる。

流通BMSの標準運用の理解度を向上させて、サプライチェーン全体を考えた改善提案が出来るようになることは、卸機能の高度化にもつながる。卸売業各社の社内勉強会の実施や、導入マニュアル・チェックリスト等を作成し、利用していくことが、今後の啓蒙活動として必要だと考える。

これまでは、報告書のとりまとめと、座長からのリテールテックや、総会でのサマリー版の発表のみであったが、各自の参加したグループ以外の検討内容の報告を、詳細に直接聞くことができ、出席者の満足度も非常に高い報告会となった。

（卸研事務局　上田）

納品期限の見直しに関する実証事業の開始について

－製・配・販連携協議会、食品ロス削減のための商慣習検討WG－

News Release

２０１３年７月１２日
製・配・販連携協議会　事務局
食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム　事務局

納品期限の見直しに関する実証事業の開始について

製・配・販連携協議会と食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームは共同で、経済産業省と農林水産省のサポートのもと、加工食品・飲料の小売業者への納品期限を試行的に緩和し、それによるサプライチェーン効率向上・食品ロス削減等の効果を検証する実証事業（パイロットプロジェクト）を開始します。

1　パイロットプロジェクト実施の意義

世界の食料生産量の1/3にあたる13億トンの食料が毎年廃棄され、世界の穀物需給が逼迫する中、食品ロスの削減は世界的に大きな課題であり、「もったいない」という言葉の発祥地である我が国においても、食品ロスは年間500～800万トン（事業系300～400万トン、家庭系200～400万トン）発生していると推計されています。

また、加工食品全体では、卸売業者から食品メーカーへの返品は取引全体の1%程度になると推計されています（製・配・販連携協議会による試算）。返品や過剰在庫の発生は、余分な生産や返品のための余分なエネルギー使用、余分な材料の使用、返品作業の発生などにより、サプライチェーン全体の非効率にもつながります。

流通段階で発生する加工食品の返品や廃棄の発生理由は商品の汚破損、商品入れ替え、出荷予測精度の低さ等複合的ですが、食品業界の商慣習として各企業間で取り決められている取引条件の一つである小売業者への納品期限もその一因と指摘されています。小売業者への納品期限は、消費者に新鮮な食品を提供するためなどから、賞味期限よりも前に設定されますが、納品期限を過ぎた加工食品は、賞味期限が残っているにも関わらず小売業者に納品できないことによって、卸売業者からの返品やメーカーから出荷できずに廃棄される食品の発生につながる場合があります。

このような問題意識から、製・配・販連携協議会※1と食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム※2は共同で、サプライチェーンの効率化と、「『もったいない』を取り戻そう！」を合言葉にした食品ロス削減のための国民運動を推進するため、農林水産省及び経済産業省の協力の下、趣旨に賛同する食品・飲料メーカー、卸売業者、小売業者の参加により、試行的に小売店舗への納品期限を現行の「賞味期限の2/3残し」から、「1/2残し」へと緩和し、それによる返品や食品ロスの削減効果を検証するパイロットプロジェクトを実施します。

※1 製・配・販連携協議会：平成23年5月に、サプライチェーン上の様々な課題を解決するために、メーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）の各企業（43社）が協力して取り組む事を目的とした協議会
※2 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム：平成24年10月に発足した食品ロス発生の原因となりうる商慣習についてフードチェーン全体で話し合って解決を目指すワーキングチーム

2　パイロットプロジェクトの具体的内容

（1）パイロットプロジェクト参加企業が、飲料・菓子の一部品目の小売店舗への納品期限を現行の「2/3 残し」より「1/2 残し」へと緩和し、それに伴う返品や食品ロスの削減量を効果測定します。

（2）実証検証期間は本年 8～9 月から、半年程度を想定しています。

（3）効果検証等の項目

① 小売店舗での販売期限切れ商品等の発生状況

② 物流センターでの納品期限切れの商品在庫、返品、廃棄等の発生状況

③ メーカーでの未出荷廃棄量のシミュレーション

④ 消費者の購買意識調査　等

3．パイロットプロジェクト参加企業　※3

○小売業者

イオンリテール㈱、イズミヤ㈱、㈱イトーヨーカ堂、㈱セブン－イレブン・ジャパン、㈱東急ストア、㈱ファミリーマート、ミニストップ㈱、ユニー㈱、㈱ローソン

○卸売業者

伊藤忠食品㈱、加藤産業㈱、国分㈱、コンフェックス㈱、㈱昭和、㈱高山、トモシアホールディングス㈱、㈱ドルチェ、㈱ナシオ、㈱日本アクセス、㈱ハセガワ、三井食品㈱、三菱食品㈱、㈱山星屋

○メーカー※4

飲料：アサヒ飲料㈱、㈱伊藤園、キリンビバレッジ㈱、
サントリー食品インターナショナル㈱、日本コカ・コーラ㈱

菓子：江崎グリコ㈱、亀田製菓㈱、㈱不二家、㈱ブルボン、㈱明治、森永製菓㈱、
㈱ロッテ

4．今後のスケジュールと方向性

・パイロットプロジェクト開始：2013 年 8 月より順次

・中間報告：11 月中旬頃予定

・パイロットプロジェクト終了：2014 年 2 月末頃（半年間の実施）

・最終報告：2014 年 3 月中旬頃予定

パイロットプロジェクト終了後、効果検証によって返品や食品ロスの削減に効果が見られた場合、広く広報を行うとともに納品期限の緩和を推奨します。ただし、具体的な納品期限の設定や、実施地域・カテゴリー・品目等については、あくまでも各企業間での判断に基づくものとします。

※3　小売業者、卸売業者については、現在検討中の企業が今後加わる可能性があります。

※4　2-(3)-③「食品メーカーでの未出荷廃棄量のシミュレーション」効果検証を行うメーカーを記載しております。パイロットプロジェクトの対象となる商品を製造するメーカーはこれに限りません。

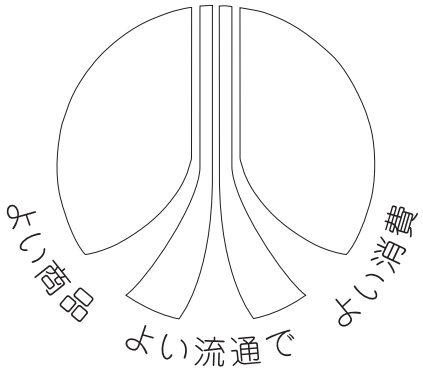

会報 **日食協** Vol.180

発　行　　平成25年7月30日

発行所　　一般社団法人 日本加工食品卸協会
編集発行人 奥山則康
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電　話　03-3241-6568
ＦＡＸ　03-3241-1469
http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/